

推進会議（第 118 回）付議事案（継続案件）

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一

1 相談内容

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

新規で口座を開設する場合、被後見人の本人確認書類として、運転免許証や健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）などの提示を求められることがあるが、金融機関へ提出した成年後見に係る登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）には、被後見人の住所、氏名、生年月日等が記載されているため、当該登記事項証明書でも被後見人の本人確認はできると思われる。他方、登記事項証明書のみでも手続きができる金融機関もある。

また、既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。

後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

（注）本相談は、総務省行政評価局が受け付けたものである。

2 前回会議での審議結果（令和 2 年 3 月 6 日）

本件の検討に当たっては、後見の設定手続について、現場（金融機関）の事情やニーズを把握し、登記事項証明書のみで可能としうる実務的な方策はないか、関係機関（警察庁及び金融庁）の実務間で検討すべき。【別添 1】

3 前回会議結果を踏まえたアンケート結果

事務局において、金融機関における取扱いの実情等を把握し、警察庁及び金融庁における実務的な検討に資するよう、関係団体の協力を得つつ、以下の事項について、金融機関へのアンケートを実施。

- 1 新規口座の開設手続について、登記事項証明書の提示のみによる本人確認で足りると要望するに値すると考えられる根拠（理由）を有していないかを把握
- 2 犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認資料を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握

【アンケート結果】

○ 回答状況

- ・ 回答数：117 行中 74 行（回答率 63.2%）

<新規口座の開設の関係>

- ・ 新規口座の開設について、「登記事項証明書の提示のみによる本人確認で足りると要望するに値すると考えられる根拠（理由）」を挙げたのは、74 行中 26 行（35.1%）。

<既存口座への後見の設定の関係>

- ・ 犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとすることについて、肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問への回答があった 69 行中、54 行（78.3%）。

○ 主な意見 ※詳細は【別添2】参照

<新規口座の開設>

- ・ 法人の場合、本人確認は登記事項証明書のみで良く、代理人等の確認で犯収法上適法である。成年後見の場合、被後見人の本人確認は法定代理権を有する後見人等の選任時に既になされているので、法人の場合に準じ登記事項証明書のみで良い。
- ・ 登記事項証明書は、法人取引における確認資料として認められており、成年後見にかかる登記事項証明書も同一の運用が可能。
- ・ 登記事項証明書等による取引は、家裁の審判により選任された成年後見人による取引と思われる。被証明人を代理人と位置付ければ他の代理人取引と同様な形態であり、被証明人の本人確認を犯収法で定められた書類で行うことにより問題はない。

<既存口座への後見の設定>

- ・ 口座開設時に本人確認を行っていること、家庭裁判所により審判がなされていることからリスクは僅少。取引内容も極端に制限されることから、マネー・ローンダリングに利用される可能性は低い。
- ・ 届出受付の際、実際の取引の任にあたる後見人について本人確認を行うのでトレース可能。

アンケートを実施した結果、上記のとおり、傾聴に値する意見がみられた。

これらの内容を踏まえ、事務局において改めて警察庁、金融庁と実務的な意見交換を行うこととした。

「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」 第 116 回行政苦情救済推進会議までの意見を踏まえた対応状況

【相談内容】

私は成年後見人（以下「後見人」という。）として後見事務を行っているが、成年被後見人（以下「被後見人」という。）の預金の引出し等口座の管理を行う場合、金融機関から被後見人の口座に「後見の設定」を行うことを求められる。

- 新規で口座を開設する場合、被後見人の本人確認書類として、運転免許証や健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）などの提示を求められることがあるが、金融機関へ提出した成年後見に係る登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）には、被後見人の住所、氏名、生年月日等が記載されているため、当該登記事項証明書でも被後見人の本人確認はできると思われる。他方、登記事項証明書のみでも手続きができる金融機関もある。
- また、既存口座に後見の設定を行う場合、登記事項証明書のみで届出ができることもあるが、その他の本人確認書類の提示を求められる場合がある等、本人確認書類の取扱いが金融機関によって区々となっているのではないかと思われる。後見の設定に当たって、登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、取扱いを統一してほしい。

【第 116 回推進会議の意見】

第 115 回で示された下記の意見を踏まえ整理した見解（別添）に基づき審議した結果、本件を検討するにあたっては、後見の設定手続について、現場（金融機関）の事情やニーズを把握し、登記事項証明書のみで可能とする実務的な方策はないか、関係機関（警察庁及び金融庁）の実務間で検討をする必要がある。

【第 115 回推進会議で示された意見】

後見制度の重要性に鑑み、後見人の負担軽減を図る観点から審議した結果は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び警察庁の見解（※）の蓋然性について補足確認を行い、その結果を踏まえて審議する。

※ リーガルサポート：

後見人等が代理権を持つ口座をマネー・ローンダリングなどに利用するとは考えにくいとしている見解

警察庁：

登記事項証明書の提示のみでは犯収法上、顧客（被後見人）の本人確認方法としては認められないとする見解

【新規口座の開設への後見の設定に関する被後見人の本人確認方法の簡素化】

新規口座の開設は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）上の「特定取引」（犯収法第 4 条第 1 項）に該当する。

このため、後見人が被後見人の新規口座の開設に併せて後見の設定の手続をする際に、被後見人の本人確認書類として登記事項証明書（犯収法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号ホ）を提示する場合には、併せて、i）金融機関が被後見人の住居宛てに取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること（犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ロ）、又は、ii）被後見人の国民健康保険被保険者証や国民年金手帳等、官公庁が本人に限り発行した、被後見人の写真が貼付されていない書類（犯収法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号ハ）を提示すること（犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ハ）が必要とされている。

【既存口座への後見の設定に関する被後見人の本人確認方法の簡素化】

犯収法における本人確認を行わなければならないとされる取引業務のうち、既存口座に後見の設定を行う場合の規定はない。

このため、既存口座へ後見の設定の手続について、犯収法は直接適用されない。

【金融機関における被後見人の本人確認手続についての金融庁の見解】

既存口座への後見設定時における本人確認書類については、成年後見人の真正性を担保するものであり、制度を所管していない金融庁は画一的な基準を示す立場にはない。

他方、今後、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる中、成年後見人の利便性にも配慮しつつ、金融機関の事務の円滑化に向け、関係機関において、制度の所管省庁と連携のうえ検討されるよう促してまいりたい。

金融機関に対するアンケート調査により、金融機関の考え方等を把握することを検討

- 1 新規口座の開設手続について、登記事項証明書の提示のみによる本人確認で足りると要望するに値すると考えられる根拠（理由）を有していないかを把握
- 2 犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、例えば、被後見人の本人確認資料を、登記事項証明書の提示のみとすることについて、どのように考えるかを把握

金融機関における成年後見人の本人確認書類の統一 金融機関アンケート結果

1 調査方法

一般社団法人全国銀行協会から正会員全 117 行に対しアンケート票を送付
(令和 2 年 3 月 19 日依頼、4 月 8 日期限)

2 回答状況

回答数 : 117 行中 74 行 (回答率 63.2%)

3 調査結果

(1) 新規口座の開設

これまでの行政苦情救済推進会議の審議の経緯を踏まえ、金融機関へのアンケートを実施した結果、新規口座の開設について、「登記事項証明書の提示のみによる本人確認で足りると要望するに値すると考えられる根拠(理由)」を挙げたのは、74 行中 26 行(35.1%)であった。

<主な回答内容>

(法人の登記事項証明書と同様に取り扱うべきとする意見)

- ・ 現行の取扱いでは対応しておりませんが、登記事項証明書による本人確認は、法人の場合登記事項証明書のみで良く、代理人等の確認で犯収法上適法である。それに準じた考えとして、法定代理権を有する後見人等の選任時に、被後見人の本人確認は既に為されているので、登記事項証明書のみで良いという考え方もあると思われます。
- ・ 登記事項証明書は、法人取引における確認資料として認められており、成年後見にかかる登記事項証明書も同一の運用が可能であると考えます。また、取引担当者が取引時確認の対象とならない場合においても、成年後見人を相手方としての取引となるため「被成年後見人の利益を害する取引」につながる可能性は低いと考えます。

(成年後見人を代理人と位置づける意見)

- ・ 登記事項証明書等による取引は、家裁の審判により選任された成年後見人による取引またはその代理人による取引と思われる。被証明人を代理人と位置付ければ他の代理人取引と同様な形態であり、被証明人の本人確認を犯収法で定められた書類で行うことにより問題はないものとする。

(成年後見人を破産管財人等と同等と位置づける意見)

- ・ 犯収法の簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引については、犯収法の特定取引に該当する場合であっても、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示又は送付されたときは、犯収法の取引時確認は不要とされています。

「破産管財人又はこれに準ずる者」には、民事再生法や会社更生法上の保全管理人や管財人、家庭裁判所が選任する不在者財産管理人、相続財産管理人が該当するというところを金融庁にご了解いただいていると承知しています。

上記の家庭裁判所が選任する不在者財産管理人が不在者のために財産管理する場合と同様に、成年後見人は被後見人のために財産管理する者であり、成年後見人を家庭裁判所が選任する不在者財産管理人などと同じ取扱いにすることが、法的整合性を維持することになると考えます。

(成年後見人が家庭裁判所で選任されることからリスクが低いとする意見)

- ・ 登記事項証明書を取得できる者は限定。家庭裁判所により選任された者が後見の任にあたり、成年後見人の本人確認を実施するため悪用は想定できない。
- ・ 登記事項証明書は一を限り発行・発給されるものではないが、成年被後見人、後見人の実在性は確認できる。また、取引の相手方となる後見人については、所定の本人確認資料（運転免許証等）で本人確認を行っている。後見人の選任は裁判所の厳格な手続きを経て行われていることを踏まえると、成年被後見人の確認は登記事項証明書のみでよいのではないか。

(後見人の本人確認で足りるとする意見)

- ・ 口座開設の必要性を判断する者は「判断能力が欠けているのが通常である被後見人」ではなく後見人であり、当該リスクは後見人が来店者に口座開設を委任したか確認することや口座開設は後見人本人でのみ受付するなどの措置を講じれば低減される。
- ・ 仮に交付請求できたとしても、あくまで代理取引は後見人を相手にするため、後見人自身の悪意がない限り、悪用されるリスクは考えにくい。
- ・ 成年被後見人等（以下「被後見人等」という）は判断能力を失っているか、判断能力が低下している者であり、成年後見登記の登記事項証明書を偽造して被後見人等になりすましても、なりすました者が単独で有効な法律行為（犯罪収益移転防止法上の特定取引）ができる訳ではないので、なりすます意味がない。したがって、他の本人確認書類にくらべて顧客本人になりすます事案が発生するリスクは著しく低いので、「一を限り発行又は発給されたものではない」かどうかは重要な要素ではない。

(転送不要郵便物を送付してもリスク低減の実効力は乏しいとする意見)

- ・ 登記事項証明書の発行までに被後見人の本人確認が実施されていることは理解できません。仮に登記事項証明書のみで本人確認とするのであれば、犯収法の改正も要するのではないのでしょうか。

実際には、成年後見人等が代理権に基づき自ら法律行為を行うか、保佐人・補助人が同意権に基づき被保佐人等が法律行為を行うことに同意することによって取引が行われる。そのため、マネーロンダリング等を防止するために必要なのは、成年後見人等の本人特定事項と権限を確認することである。判断能力を失っている被後見人等に転送不要の書留郵便を送付することによりマネーロンダリング等のリスクが低減される訳ではない。（犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号ロでは、「当該本人確認書類

に記載されている当該顧客等の住居に宛てて」転送不要の書留郵便を送付することが求められている。)

- ・ 被後見人等の取引は成年後見人等の代理または同意により行われるものであって、登記事項証明書を請求できる「被後見人の配偶者又は四親等内の親族」が被後見人等になりすまして、口座開設等の取引はできない。したがって、成年後見人等の協力なく親族が「被後見人の利益を害する取引」をすることはできない。この点に関して、判断能力を失っている被後見人等に転送不要の書留郵便を送付することに意味はない。
- ・ 判断能力のない被後見人宛てに転送不要郵便を送付しても、一般的には本人は受け取れない。

(現行の取扱いを肯定する意見)

- ・ 登記事項証明書のように本人以外でも交付依頼できる本人確認書類は（原本が一つしか存在しない運転免許証等とは違い、本人と類推しづらい為）直近に作成されたからといって証明力が高いとは言えません。そのため、単体では本人確認書類として認められません。
- ・ 新規口座の手続にしろ、既存口座の手続にしろ、次の理由により、登記事項証明書の提示だけでは取引時確認の実施は困難であると考えています。
 - ①登記事項証明書は一を限り発行・発給されたものでないため、他の官公庁発行・発給の書類（写真なし）と同様の取扱いが必要である。
 - ②登記事項証明書の発行日が提示日前6ヶ月超である場合、他の官公庁発行・発給の書類（写真なし）と同様に犯収法上の本人確認書類とはなりえない。
 - ③登記事項証明書の発行日と後見開始日は常に一致しているとは限らない。
証明書の発行日が提示日前6ヶ月以内であっても、後見開始日が提示日前6ヶ月超である場合、証明書の住所で取引時確認を実施するのは難しい。
- ・ 本人確認上足りると考えない。ただし、口座利用目的（施設の入所費用の引落等が多い）からすれば認めることも否定しないが、他の後見（補助・補佐・未成年等）とあわせて検討する必要がある。また、弁護士・司法書士等からの申請で、本人確認書類の提示が無い場合が多いため改善を希望する。

(その他)

- ・ 後見人が悪意をもって口座を開設しようとする場合、形式を整えるために「判断能力が欠けているのが通常である被後見人」の保険証等を持ち出すことや被後見人宛郵便の転送対応などは不可能ではなく、当該リスクの低減策として郵送確認等の二次的な確認の実施を求めるといふ根拠には乏しいと思料する。本事象は口座開設後、モニタリングで捕捉できるようにすべきであり、また、取扱いが拡大している後見制度支援預金の積極的な活用で当該リスクは低減されると考えられる。

(2) 既存口座への「後見の設定」

犯収法が適用されない既存口座への後見の設定手続において、被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとすることについて肯定又は既にそうした取扱いをしているのは、本設問に回答のあった 69 行中 55 行 (79.7%) であった。

<主な回答内容>

(本人確認資料を登記事項証明書のみとすることを肯定する意見)

- ・ 当初口座開設時に本人特定事項および顧客管理事項が確認されているとともに、裁判所により審判がなされていることからリスクは僅少と思われます。また、取引内容も極端に制限されることから、マネー・ローンダリングに利用される可能性も低いと考えます。
- ・ 届出受付の際、実際の取引の任にあたる後見人について本人確認を実施するので、トレースは可能。口座に取引制限を設定し、払戻時は役席承認としている。
- ・ 特定取引ではないことから登記事項証明書の提示のみで問題ないと考えますが、各行のRBAに基づき対応すべきと考えます。また、「犯罪収益移転危険度調査書」において「取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引」は危険度の低い取引とされているので、この考え方を後見制度にも活かすべきと考えます。
- ・ 当行では、既存口座が犯収法上の取引確認済口座であれば、被後見人の本人確認書類は登記事項証明書のみでも可能としております。健康保険証等の本人確認書類がなく、被後見人の住居宛に取引関係文書を転送不要郵便物として送付する場合、被後見人が郵便物の受領が困難であり、また施設等に入居されていれば返戻されることもあります。郵便物が返戻されれば、取引時確認ができるまで取引を停止する措置を行っていますが、取引停止措置をすれば後見人の預金管理業務に支障をきたします。偽造等によるなりすましのリスクは否定できませんが、裁判所が審判したうえで選任されていることから、マネーローンダリングなどに利用されるとは考えにくいので、登記事項証明書の提示のみでよいと考えます。

(新規口座の開設時と同様に取り扱っているとする意見)

- ・ 既存口座において、既に取引時確認が完了しているのであれば、本人確認済みの確認を行えばよいことから登記事項証明書の提示にて後見設定することに違和感はないものの、預金名義人の属性の変化や架空・借名預金であった場合のことなどを想定すると、登記事項証明書の提示に加え被後見人の本人確認資料の提示を求めることは必要であると考えます。
- ・ 当行では、丁寧な取引を行うため、犯収法に準じた取引をお願いしています。
- ・ 設問に沿った取扱いとはしていないが、既存口座については、被後見人の「取引時確認」がされていることを前提として被後見人の本人確認資料を登記事項証明書の提示のみとすることも可能と考える。
- ・ この取扱いが公的に認められると示されれば、対応いたします。

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について

- 1 前回会議（令和2年3月6日）での審議結果
被保険者の権利保障を担保するため教示すべきとの意見の一方で、不利益がどの程度発生しているかを踏まえるべきとの意見もみられた。
- 2 推進会議の議論を踏まえた厚生労働省の対応状況
事業主から被保険者への標準報酬額の決定通知の様式に、審査請求できる旨を記載するとともに、日本年金機構から、事業主と被保険者向けにこのことを周知する方向で検討中。

【見直し（案）】

健康保険・厚生年金保険 標準報酬月額及び標準賞与額等の通知書（被保険者用）				氏名	例示
<input type="checkbox"/>	資格取得時の決定	令和 年 月 日	標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	定時決定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
			決定後の標準報酬月額（健保）	（厚年）	
<input type="checkbox"/>	随時改定	令和 年 月	従前の標準報酬月額（健保）	（厚年）	千円
			改定後の標準報酬月額（健保）	（厚年）	
<input type="checkbox"/>	賞与支払時の決定	令和 年 月 日	標準賞与額（健保）	（厚年）	千円
<input type="checkbox"/>	資格喪失日	令和 年 月 日			

このたび上記チェック項目のとおり、日本年金機構より決定通知されましたのでお知らせします。
この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（厚生労働省内）に審査請求できます。

※標準報酬月額及び標準賞与額等を決定する時期は・・・
 ・資格取得時の決定・・・資格取得時（入社）し被保険者となった場合
 ・定時決定・・・毎年9月（毎年4、5、6月の報酬を基に決定）
 ・随時改定・・・報酬が大幅に変動した場合（変動月以後3ヶ月の報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じたときに改定）
 ・賞与支払時の決定・・・賞与を支払った場合（賞与支払額から1,000円未満の端数を切り捨てて決定）
 ・資格喪失日・・・退職日の翌日

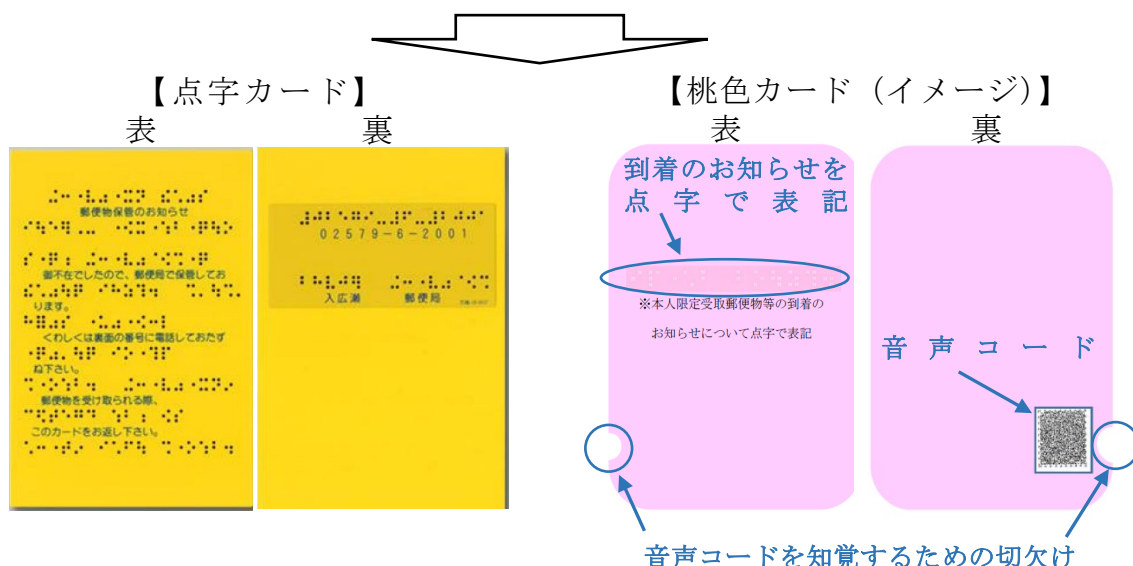
令和 年 月 日 事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____

【追記】

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（厚生労働省内）に審査請求できます。

「本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読み上げ機能を付けたものにしてほしい」について

- 1 前回会議（令和 2 年 3 月 6 日）での審議結果
本件については、視覚障害者のための現行の「点字不在配達通知カード」（以下「点字カード」）の運用状況を把握した上で検討すべき。
- 2 書留の到着を知らせる点字カードの運用状況
 - イ）視覚障害者団体の要望を受け、平成 4 年に導入。
 - ロ）カードの利用届を最寄りの郵便局に提出した視覚障害者に書留を配達して不在だった場合に、同カードを差し入れる仕組み。
 - ハ）地域の視覚障害者・団体や全国の視覚障害者団体にも周知。利用数は増加しており、令和元年度末時点の利用は 1,829 枚。
- 3 推進会議の議論を踏まえた日本郵便会社の対応状況
点字カードをもとに、点字に加え音声コードも付与した「本人限定用カード」（桃色）」（以下「桃色カード」）を 11 月にも導入する方向で検討中。



太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

1 相談内容

【委員意見】

1 平成 28 年 12 月に夫が亡くなり自分と息子 2 人で太陽光発電設備を 2 か所相続することになった。電力会社から相続の手続をして名義を変更するよう連絡があったが、具体的手続が分からなかったため、設置業者に依頼して平成 29 年度末に届出を行った。

数か月後、届出に必要な書類のうち、相続人 3 名分の印鑑証明書、被相続人の住民票除票及び戸籍謄本（全部事項証明）の原本を 1 か所あたり 1 通ずつ提出するように求められ、1 通ずつ書類を提出し、手続が完了したが、手数料の負担増になることや手続簡素化の観点から、設置箇所が数か所あったとしても証明書は原本 1 通を提出することで足りるようにすべきではないか。



(注) 写真は総務省岡山行政監視行政相談センターの現地確認によるもの。

【委員意見】

2 ①遺産分割協議書について、施行業者から包括的相続の内容ではなく、太陽光発電設備（10 kW未満）を遺産分割協議書に明示する必要があるとの説明を受けたが、ほとんどの遺産分割協議書では、相続当時発見できなかった遺産について二度手間を防ぐために次のようになっている。

ア すべての遺産を相続する。

イ 今後、遺産に属する資産ないし債務が発見されたときは、相続人〇〇〇〇が取得ないし引き受ける。

ウ 包括的遺産分割協議書が認められないとなれば、遺産分割協議書作成後、相続人がその後死亡した場合、さらに相続が発生することになり実印、印鑑証明書をいただくことが難しくなることが多々ある。

それこそ、相続登記を促進する現行政策に逆行するものです。（本件相続のように）遺産分割協議書上記アまたはイのように包括相続の文言が入っている場合は、発電設備を明示しなくても相続したものと解釈変更をしてほしい。

※ 包括的文言が入っていることにより、具体的な資産の明示がなくても法務局では登記が可能である。

②公的機関の発行する書類については、「申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請

（届出）日までの間」という期限は、以下の理由から、相続関係書類に限って設けないでほしい。

ア 戸（除）籍謄本等の取得期限が3カ月を過ぎると再度、同様の書類を取得することになり、二重の経費と手間暇を要する。

イ 法務省所管の不動産登記では、相続書類（遺産分割協議書、被相続人死亡後の被相続人の出生から死亡までの除籍謄本、附票（住民票除票）、被相続人死亡後の相続人の戸籍謄（抄）本、印鑑登録証明書）の有効期限は無期限となっている。

ウ 省庁間で同一の相続書類（戸籍謄本、印鑑証明書等）の有効期限に差異があるのは不合理。

【行政相談】

3 父が亡くなり、太陽光発電設備（50kW未満）を含む一切の財産を相続したため、JPEA（※）代行申請センター（以下「JP-AC」という。）に対して事業者変更の事後変更届出書を郵送で提出した。ホームページでは相続による変更の場合は届出書の他に、遺産分割協議書又は相続人全員の同意書の提出が求められていたが、遺言による相続のため、遺言の公正証書を提出した。

後日、JP-ACは、公正証書では承ることができないとしてこれを認めず、法定相続人全員の相続証明書又は遺産分割協議書の提出を求める文書及び相続証明書の様式を送付してきた。

遺産分割協議による相続ではないことから、遺産分割協議書は作成していないし、相続証明書の様式に記載されている文言は遺言の効力を否定するような表現であり、これを提出することは受け入れられない。また、なぜ公正証書では認められないのかの理由も記載されていないため、納得ができない。

（注）1及び2については、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条に基づき、岡山行政監視行政相談センター及び山形同センターの行政相談委員から総務大臣に提出された意見である。3については、岡山行政監視行政相談センターで受け付けた相談である。

※JPEAとは「一般社団法人 太陽光発電協会」のことであり、太陽光発電システムに関連する利用技術の確立及び普及促進、並びに産業の発展によって、日本経済の繁栄と、国民生活の向上に寄与し、もって会員の共通の利益を図ることを目的として設置されている。また、JP-ACは、組織体制上は太陽光発電協会傘下であるが、経済産業省からの委託業務に対応するために設置された独立した一般社団法人である。

なお、一般社団法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を根拠に設立される非営利法人のことである。

2 制度概要等

（1）制度の概要（再生可能エネルギーの固定価格買取制度について）

固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）」（平成23年法律第108号）

に基づき、再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの 5 種類）を用いて発電された電気について、法令で定める価格で一定期間買い取ることを電気事業者（電力会社）に義務付ける制度である。

再生可能エネルギー発電設備の設置者（以下「設備設置者」という。）は経済産業大臣から再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けることで、電気事業者と契約を結ぶことができることとされており、当該事業計画に記載する事項は以下のとおり（FIT 法第 9 条第 2 項）。

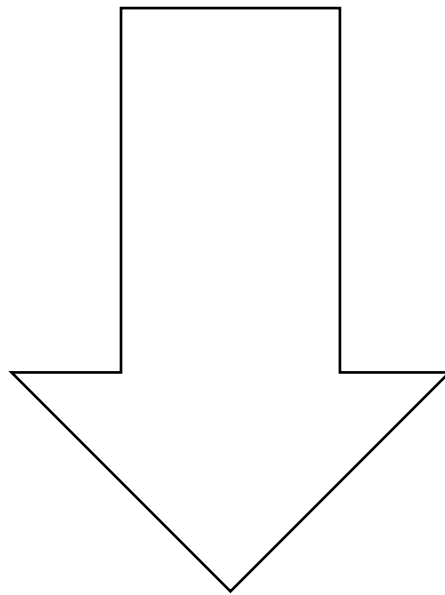
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
- 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
- 七 その他経済産業省令で定める事項

(2) 相続に係る名義変更について

FIT 法第 10 条第 3 項において、認定事業者は同法第 9 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令に定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。また、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則第 10 条において、同法第 10 条第 3 項に基づく相続に係る事後変更届出は、同規則様式第 6（再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書）（図 1）による届出書を提出して行わなければならないとされている。

資源エネルギー庁ホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」（図 2）では、相続に係る事後変更申請の添付書類は、①被相続人の戸除籍謄本、②法定相続人全員の戸籍謄本又は法務局より発行

された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書が必要とされている。また、添付書類等について、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。」とされている。さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（図3）が掲載されている。



(図 1) 様式第 6 (再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書)

様式第 6 (第 10 条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住 所 (〒 -)

(注 1)

(ふりがな)

氏 名

実印

(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 () -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画 (注 2)

設備 ID(識別番号)	
発電設備の名称	
発電設備の出力(kW)	
発電設備の設置場所	
運転開始の有無(注 3)	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後(運転開始日： 年 月 日)

担当経済産業局 (注 4) _____

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人番号 （注7）（注8）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表者の 氏名（注8）	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
法人の役員氏名 （注8）	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
	氏名				
	役職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	ふりがな				
氏名					
事業者の住所（注8）	（〒 - ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（〒 - ）		
保守点検責任者 （注9）	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名(法人の場合): 責任者氏名: 所属・役職(法人の場合): 電話番号:() - 法人番号(法人の場合):		
添付書類	書類の種類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	①印鑑証明書 （注10）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②事業実施体制図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類 （注3）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④その他（注11）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

（注6）事業者名について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の事業者が届け出ること（事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。また、事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式3、様式第3の2、様式第4又は様式第5の2により申請すること。

（注）固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請サイトに基づき当局で作成。下線部は当局が表示した。

(図 2) 変更内容ごとの変更手続の整理表

<変更内容ごとの変更手続の整理表>

(留意事項)

■紙媒体で提出する場合は変更認定申請書／届出書、添付書類の他に連絡票、
印鑑証明書【原本】、返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載。
受付印を押印した申請書の写しが必要な場合は2部必要）を忘れずに送付してくだ
さい。50 kW未満太陽光については申請毎に委任状が必要です。

(添付書類等について)

■公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請
（届出）日までの間に発行された原本に限ります。

■50 kW未満の太陽光発電設備は電子申請のため、【原本】の表記があっても書類の
PDFの添付で結構です。

変更対象の 項目		変更手続				添付書類等
		変更 認定 申請	事前 変更 届出	事後 変更 届出	卒FIT 事前 届出	
事業者名	相 続 の 場 合			○		①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本【原本】（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。） ②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要

(注) なつとく！再生可能エネルギーホームページに基づき当局で作成

(図3) 相続証明書の書式 (記載例)

記載例

相続証明書

証明日を記載してください。

2019年3月29日

経済産業大臣 殿

相続人 住所 **東京都千代田区霞が関1-1-1**

氏名 **経済 一郎** 実印

住所 **埼玉県さいたま市中央区新都心1-1**

氏名 **経済 二郎** 実印

住所 **大阪府中央区大手町1-5-44**

氏名 **資源 花子**

1. 被相続人 (現事業者名): **経済 太郎**

2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所: **愛知県名古屋市中区2-5-2**

【相続する物件】

土地 建物

再生可能エネルギー発電設備 (設備 ID : **A123456C01**)

私達相続人は、私達以外に相続権者がいないことを保証し、上記物件をそれぞれ下記のとおり相続することに同意したことを証明いたします。

相続する物件を○で囲んでください。 記 相続する物件のボックスすべてにチェックを付してください。

1. 土地 / **建物**
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 **経済 一郎**

2. **土地** / 建物
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 **経済 二郎**

3. 土地 / 建物
再生可能エネルギー発電設備 相続人氏名 **資源 花子**

※法定相続人全員の戸籍謄本 (原本) 及び印鑑証明書 (原本) を添付してください。

※太陽光発電設備を屋根に取り付けている場合、建物の附属設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください。

※固定価格買取制度における手続の際、再生可能エネルギー発電設備と当該設備を設置する場所の法定相続人が異なる場合、賃貸借契約書又は建造物所有者の同意書の提出が必要となります。

(注) なつとく！再生可能エネルギーホームページより引用

(3) 相続に係る名義変更手続きについて

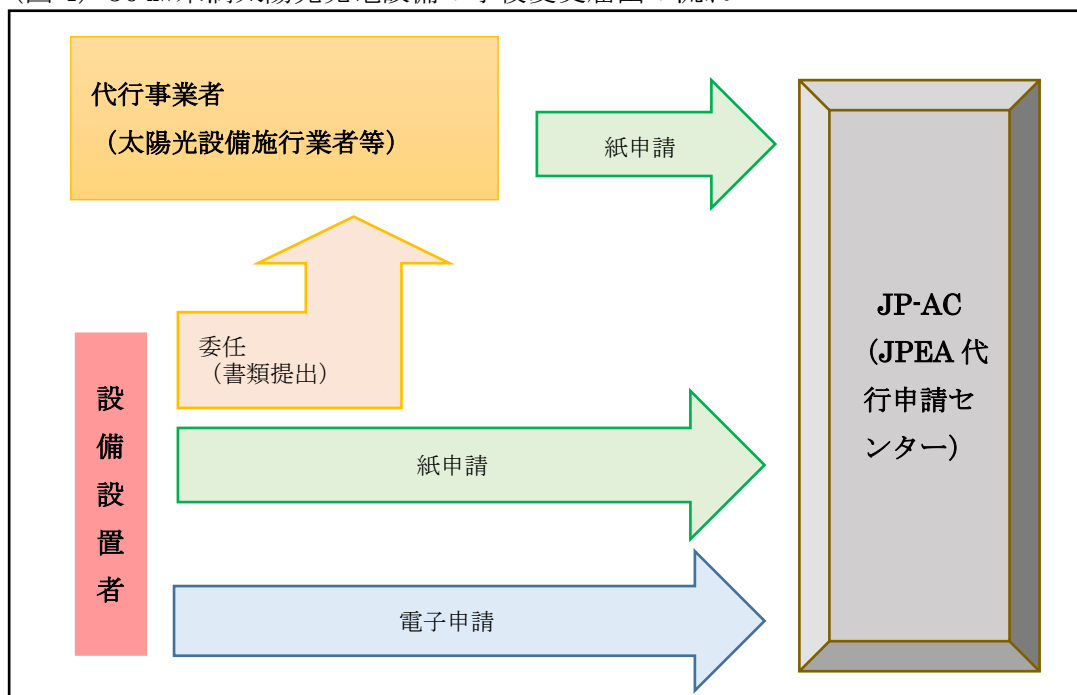
相続に係る事後変更届出の手続は、太陽光発電設備の出力量によって異なっており、50kw以上の太陽光発電設備については紙申請のみ、50kw未満の太陽光発電設備については基本電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で行うことができる。

50kw未満の太陽光発電設備の電子申請については、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」から行う。

一方、電子申請（やむを得ない場合は紙でも可）で手続を行う場合の書類の送付先は、50kw以上の太陽光発電設備の場合は経済産業局、50kw未満の太陽光発電設備の場合はJP-ACとされている。（図4参照）

太陽光発電設備設置者が紙申請で手続を行う場合、JP-ACは当該設置者から紙で申請関係資料の送付を受け、当該設置者に代わって経済産業局へ電子申請の手続きを行うこととなる。

(図4) 50 kW未満太陽光発電設備の事後変更届出の流れ



(注) JP-ACへの聞き取りに基づき当局で作成

(4) 50kw 未満の太陽光発電設備の実績

50kw 未満の太陽光発電設備の年度別の新規認定数は以下のとおりとなっている。

(単位：件)

区分	10 kW未満	10 kW以上～50 kW未満
	新規認定数	新規認定数
2017 年度	1, 189, 230	651, 349
2018 年度	1, 326, 940	701, 974
2019 年度	1, 493, 625	713, 176

(注) 新規認定数については、資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」による。

3 調査結果

相談内容ごとの申請手続の調査結果については、以下のとおりである。

ア 提出書類の通数（相談 1）について

ホームページに特段の案内は見当たらなかったところ、相談対応した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「50kw 未満の太陽光発電設備の名義変更手続について、紙申請による方法で手続を行う場合、太陽光発電設備の数と同じ部数の添付資料の提出が必要であり、これは資源エネルギー庁の指示に基づいて行っている。」との回答を受けている。

なお、FIT 法第 9 条第 1 項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をすることができるとされており、同法 10 条 3 項に基づく相続に係る事後変更届出も設備ごとにされている。

イ 遺産分割協議書（相談 2 ①）の提出について

様式第 6（上記 2（2）図 1）の注意書きにおいて、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。」と記載されている。

また、「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記 2（2）図 2）においては、相続等における添付書類等として、「④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」と記載されている。また、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示

することが必要」とされている。

さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付」として相続証明書の書式（上記2（2）図3）が掲載されている。

これに関し、本相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「遺産分割協議書については、再生可能エネルギー発電設備が明記されていないければ、誰が当該設備を相続したかを明確に確認できず、当センターの審査の際、当該設備だけ別の被相続人が相続しているのではないかという疑義が生じるため、包括的な記載は認めていない。」との回答を受けている。

ウ 提出書類の有効期限（相談2②）について

資源エネルギー庁のホームページで公表している「変更内容ごとの変更手続の整理表」（上記2（2）図2）においては、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。」とされており、また、相談を担当した総務省行政監視行政相談センターが、J P-A Cに確認した結果、「添付書類の期限については、法令上期限を設けているためお願いしている。この取り扱いは従来から行っているものである。」との回答を受けている。

エ 公正証書遺言（相談3）の提出について

資源エネルギー庁のホームページを確認したが、公正証書遺言で届出が受理される旨の記述はみられない。

4 関係機関（資源エネルギー庁）の意見

(1) 提出書類の通数（相談1）について

FIT法第9条第1項において、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対し供給する事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成し、認定申請をすることができる」とされている。したがって、事後変更届出書においても、同一人が複数の太陽光発電設備の事業計画を変更するにあたっては、事業計画ごとに届出する必要がある。

なお、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成・認定し、その後の管理も発電設備ごとに行っているため、相続による事後変更届出する際に、特出して1つの事後変更届出書に複数の発電設備を記載する措置を可能とするなど、他の届出と異なる取扱いとした場合、システムの改修、届出書の改訂（省令の改訂）のほか、審査体制の見直し等が新たに

発生する等処理が煩雑となる上、手続きも複雑化し、行政コストの効率化の観点から非合理的となるのではないか。

また、50kw未満の太陽光発電設備に関する届出については、件数が膨大であり行政手続の効率化及び利用者の利便性の観点から、電子申請を基本としており、その場合は届出書の添付書類についてPDFの添付を認めている。諸事情により電子申請が行えない方が紙申請する際に、添付書類（原本）を1通として、他の届出書への添付はコピーを可とすることになると、審査後に保存される行政書類（届出書）に原本が欠けるものが発生する。同一人物から複数の届出がある場合でも、届出ごとに複数名で分担して審査する体制上、届出書によっては添付書類がコピーのみという状態で審査することとなるため、この結果、添付書類を偽造し虚偽の申請がなされる可能性がある。

添付書類（原本）の返却についても、「50kw未満の太陽光発電設備は電子申請のため、添付書類の原本の提出は求めている。」ことが基本であり、救済措置として、諸事情により電子申請が行えない方向けに紙の申請も可能としている。紙申請で提出していただく原本については偽造防止の観点のほか、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない。

(2) 遺産分割協議書（相談2①）について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）において、FIT法第9条第3項第2号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めているが、相続トラブルによって訴訟問題に発展するなど、事業が円滑に行われないケースがある。このため、FIT法の運用上の判断により、太陽光発電設備の相続人、また法定相続人全員の同意が明確に判断できるように、遺産分割協議書において、太陽光発電設備の記載を明示するように定めている。包括的相続の場合、そこに太陽光発電設備の明記、もしくは、存在しうるすべての遺産等太陽光発電設備が含まれることが明確な記述があれば、今後は認めることも可能かもしれない。他制度の事例も参考にしつつ今後の検討としたい。

(3) 提出書類の有効期限（相談2②）について

各証明書の発行期限を撤廃した場合、事後変更届出書の届出時期と著しく異なる証明書が提出されることが想定され、証明書の記載内容が実態と異なる可能性が高くなり、届出内容の正確性の確認に支障が出る。FIT認定事業者は認定内容に基づき設備を活用し、電力事業者への売電や他者への権利譲渡等の事業を行っており、その前提となる認定内容の正確性が担保されなければ、事業を行えず不利益を被ることになると想定されるため、

有効期限の設定は必要と思われる。

なお、遺産分割協議書で確認できるのは当該設備の相続者の特定のみであり、届出書の他の記載内容（住所、氏名等）の正確性を確認できない。

(4) 公正証書遺言（相談3）について

FIT 制度において、FIT 法第 9 条第 3 項第 2 号では、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施される」ことを求めている。このことから、設備保有者を確実に特定するにあたり、遺言書は被相続人の意思であってそれのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないことから、有効な遺言が存在している事実のみならず、それに基づいて、相続人間で太陽光発電設備事業の承継者について合意が成立し、相続人全員の同意書又は遺産分割協議書の提出を求め、確認する必要があると思われる。公正証書遺言書のみでは、相続放棄や、相続人全員が同意し遺言書と異なる相続人が当該設備を所有していることも想定され、設備保有者の確実な特定ができない。

なお、「なっとく！再生可能エネルギー」ホームページ上では、同意書として「相続証明書」の様式を公開しているが、この様式に限らず、任意の形式で作成して差し支えない。

5 考えられる課題等（問題意識）

(1) 相談 1 関係

- 太陽光発電設備の相続に当たり、設備ごとに事後変更届出書と同じ添付書類（戸籍謄本等の原本）を提出する手続は、届出者にとって大きな負担になっているものと考えられる。相続によって事業者が変更されたのみで、設備そのものに変更がないのであれば、一括での届出を認める運用でも差し支えないのではないか。

現行では、事後変更届出も設備ごとに審査しているが、複数の設備について事業者が替わっただけの事後変更届出は、届出様式や審査方法・体制を見直して一括で処理することにより、届出者の負担を軽減するとともに、審査も効率化できるのではないか。

また、戸籍謄本等の原本は、相続に伴う各種の手続に必要であることから、他の制度（※）を参考に、審査が終われば返却できないか。

（※）不動産登記では、複数の不動産（土地、建物）を特定した上で、1 件の申請書により提出することができ、同申請に添付する書類は 1 通で足りる。添付書類については、登記申請の審査後、申請人に原本を返却する原本還付の手続が認められている。

(2) 相談 2 ①関係

- 資源エネルギー庁は、届出書の添付書類である遺産分割協議書において太陽光発電設備が明記されていることを求めているが、本件相談にある包括相続においても、太陽光発電設備の明記や相続対象に太陽光発電設備が含まれることが明確な記述となっている場合には、他の制度(※)を参考に、相続したものとして取り扱うことができるのではないか。

(※) 不動産登記：遺産分割協議書の本文において物件(土地、建物)を明示するほか、「相続人 A が被相続人所有不動産の全部を取得する」という包括的な記載の遺産分割協議書を認めている例がある。

(3) 相談 2 ②関係

- 現行の届出書に添付する各種証明書に3か月の有効期限が付されているのは、各証明書により事後変更届出書の記載内容(住所、氏名等)の正確性を確認する趣旨と解される。

しかし、少なくとも、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容が変動することはないと考えられることから、この有効期限は不要ではないか。

その他の添付書類である相続人の戸籍謄本や印鑑証明書については、他の制度(※)を参考に、有効期限の必要性について見直す余地がないか要検討。

(※) 不動産登記：相続を原因とする不動産登記申請の添付書類については、申請人の提出する書類が申請内容と合致していれば、有効期限は関係なく受理している。

(4) 相談 3 関係

- 資源エネルギー庁は、公正証書遺言があっても、相続放棄や、相続人全員が合意して遺言と異なる相続をした場合を懸念している。

少なくとも相続放棄については、事後変更届出の当事者が公正証書遺言に記載された者と同一であることが確認されれば、その者が相続放棄したとは考えられないことから、同庁の懸念は当たらないのではないか。

合意により遺言と異なる相続をした場合については、他の制度(※)を参考に、公正証書遺言による届出で足りるとすることができないか要検討。

(※) 不動産登記：公正証書遺言による申請があった場合、公正証書作成時において公証人が内容を確認していることに鑑み、明らかな間違い(無効の要件)等がみられなければ、受遺者の意思でもあることから、申請を受理している。

(参考) (公正証書) 遺言について

民法(明治29年法律第89号)上の法制度における遺言は、死後の法律関係を定め

るための最終意思の表示をいい、法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならない（要式行為、民法第 960 条）、相手方のない単独行為であり、死亡後に効力が生じる法律行為である（民法第 985 条）。遺言の最も重要な機能は、遺産の処分について、被相続人の意思を反映させることにあり、遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる（民法第 964 条）。このことから、被相続人が遺言を残さなかった場合、相続人は法定相続分による相続分を受けるか、遺産分割協議をすることとなるが、遺言書で相続人を指定している場合（指定相続）、民法上の私的自治の原則や所有権絶対の原則から、生前の所有財産の扱いについては、遺言者である被相続人の意思が法定相続分より優先されることとなる。

○ 関係法令

(1) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号)

第 9 条 (再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第 1 項

自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

第 2 項

- 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名
 - 三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
 - 四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
 - 五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
 - 六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
 - 七 その他経済産業省令で定める事項

第 3 項

経済産業大臣は、第 1 項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 2 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(1、3～5 省略)

第 10 条（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第 3 項

認定事業者は、前条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(2) 電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法施行規則 （平成 24 年経済産業省令第 46 号）

第 10 条（変更の届出）

法第 10 条第 3 項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る届出は、様式第 6 による届出書を提出して行わなければならない。

育児休業給付金の受給期間延長申請について

1 相談内容

総務省の行政相談では、以下の(1)から(3)のとおり、育児休業給付金の受給期間延長申請に関する相談を受け付けている。

- (1) 保育所に空きがなかったため入所を申し込んでいなかったことなどから、受給期間延長が認められなかったとするもの（計 22 件）

【相談内容（一例）】

公共職業安定所に育児休業給付金の延長申請を行うに当たり、認可保育所には空きがないと言われ、子どもが1歳に達する時期に入所できる見込みがなかったことなどから、保育所の入所申込を行っていなかった。

このため、公共職業安定所では、「子どもが1歳に達するまでに保育所の入所申込を行った事実が確認できない」として、育児休業給付金の受給期間延長を認められなかった。

- (2) 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかったとするもの（計 7 件）

【相談内容（一例）】

会社に育児休業と育児休業給付金の延長について相談した際、会社から、「子供が保育所に入れない証明書をもらうように」と言われたことから、子が1歳に達する2か月前に、市区町村に保育所入所の申請を行った。

しかし、保育所への入所希望日が、子供の1歳の誕生日以前とすることを知らなかったため、入所希望日を4月1日からとして保育所の入所申請を行った。この結果、保育所の入所はかなわず、市区町村から4月1日からの入所希望に対する保育が利用できないことの証明書を交付された。

この証明書をもって、公共職業安定所に育児休業給付金の受給期間延長申請を行ったところ、「市区町村からの証明書において、入所希望が、子どもが1歳に達した後である4月の日付となっていることから、受給期間延長が認められない。」と言われた。

- (3) 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたとするもの（計 2 件）

【相談内容】

育児休業給付金の受給期間の延長をするには、子の1歳の誕生日までに保育所への入所申請をしなければならないところ、子の1歳の誕生日の前日（2月某日）に気づき、市区町村へ行って保育所への入所申請をしようとしたが、市区町村から2月分の入所は既に募集を締め切っているとして、却下書が渡された。

しかし、市区町村の担当者から、この却下書では育児休業給付金の受給期間延長の手続きでは認められないだろうと言われた。

(注) 行政相談は、本省、管区行政評価（支）局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターが受け付けたもの（令和2年1月1日から同年3月31日までの間）である。

2 制度概要等

(1) 育児休業と育児休業給付金の関係について

育児休業は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護法」という。）の規定によるもので、子どもが1歳になるまでが原則だが、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで延長でき、さらに再延長で2歳までとすることができる。

育児休業給付金は、育児休業を取得していることが前提であり、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7の規定により、雇用保険の被保険者が、その1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において支給する。」とされ、厚生労働省令が定める場合に該当する場合は、1歳に達した日後の期間については1歳6か月に満たない子に、その子が1歳6か月に達した日後の期間については2歳に満たない子まで延長が可能とされている。

(2) 育児休業給付金の支給対象期間の延長について

① 延長可能な期間及び延長事由

雇用保険法第61条の7及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第101条の25第1号（施行規則第101条の26において準用する場合を含む。）の規定により、以下の延長理由に該当する場合、育児休業の申出に係る子が1歳6か月又は2歳に達する日前までの期間が育児休業給付金の支給対象となる。

[延長事由]

ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日又は1歳6か月に達した日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（注）ここでいう保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれない。

イ 育児休業の申出に係る子が1歳又は1歳6か月に達した日後の期間について当該の養育を行う予定であった配偶者が死亡等した場合

② 延長手続及び確認に必要な書類

育児休業の申出に係る子が1歳に達する日及び1歳6か月に達する日後について育児休業給付を延長する場合は、それぞれ延長手続（公共職業安定所長宛に支給申請書の提出）が必要であり、その際、雇用保険法関係法令に基づく、「雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降）」（以下「業務取扱要領」という。）では、

- ・ あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、
- ・ 市町村から子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有する

と認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること（市町村から証明書等が発行されない場合は、被保険者の疎明書の提出）が必要となるとしている。

(参考) 育児休業給付金を延長して受給する場合の手続例

- ・誕生日が4月5日の子について、令和2年3月1日に入所希望日を1歳の誕生日前の4月1日として申込みした。
- ・4月1日時点では保育所に入所できなかったが、5月1日に入所。
- ・このため、4月5日から5月1日の期間について、育児休業給付金を延長して受給。

保育所への入所申込みをした日 (1歳の誕生日以前に実施)	入所希望日 (1歳の誕生日前)	育児休業給付金受給期間
R2.3.1 ※子供の誕生日：R2.4.5	R2.4.1 ※入所：希望どおり入所はできず、R2.5.1から入所	R2.4.5～R2.5.1

(3) 育児休業給付金の受給期間延長申請に係る延長事由の確認等について

① 公共職業安定所における確認

業務取扱要領において、育児休業給付金の受給期間延長申請に係る延長事由の確認について、①子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間を確認するための書類として、表1及び2のとおり、子が1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日において保育所等の利用ができないことに係る市区町村が発行した証明書や保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書を求めることとしている。

表1 雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降）（抄）
（子が1歳6か月に達する日までの延長を求める場合）

<p>59603 （3）延長事由及び期間の確認</p> <p>延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳に達する日（中略）の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。</p> <p>（中略）</p> <p>イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと （中略）</p> <p>したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、<u>市町村から子が1歳に達する日（中略）の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。</u>このため、</p>

延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳に達する日（中略）の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳に達する日（中略）の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳に達する日（中略）の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（被保険者による署名、捺印付き。様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

- (注) 1 厚生労働省の資料（雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降））に基づき当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

表2 雇用保険に関する業務取扱要領（令和2年4月1日以降）（抄）
（子が2歳に達する日までの延長を求める場合）

59608 （3）延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

これは、子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していることの確認を行うものであることから、1歳に達する日（中略）の翌日において該当した延長事由に関わらず、改めて延長事由の確認を行うとともに、確認書類の提出を求めること。

例えば、子が1歳に達する日（中略）の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、保育の実施が行われたい旨の新たな確認書類の提出を求めること。ただし、市町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書の保留の有効期限が到来していない、1歳に達する日の翌日に係る申込み時以降新たな申込みの機会がなかった等）は、被保険者からの疎明所による確認でも差し支えないこと。

また、子が1歳6か月に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳6か月に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳6か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと
（中略）

したがって、この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、市町村から子が1歳6か月に達する日の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保

育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となる。このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳6か月に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていることを確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳6か月に達する日の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1歳6か月に達する日の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（被保険者による署名、捺印付き。様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

(口からホ略)

- (注) 1 厚生労働省の資料（業務取扱要領）に基づき当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

② 市区町村等に対する周知（その1：平成17年3月）

厚生労働省は、表3のとおり、平成17年3月31日付けで都道府県を通じて市町村に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては市町村が発行する証明書等が必要であることなどを周知するとともに、その運用に遺漏がないよう協力を求めている。

表3 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書（その1）

発 出 年月日	平成17年3月31日
文書名	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内 容	育児休業給付金の申請においては、市町村が発行する保育所の入所不承諾の通知書など、当面保育所において保育されない事実を証明することができる書類を提出することとされているので、(略)、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

③ 市区町村等に対する周知（その2：平成18年7月）

厚生労働省は、表4のとおり、平成18年7月5日付けで都道府県を通じて市町村に対し通知を発出し、育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が1歳に達する日の翌日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、必ずしも、「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はないと示している。

表4 厚生労働省が都道府県を通じて市町村に協力を求めた通知文書（その2）

発 出 年月日	平成 18 年 7 月 5 日
文書名	「1 歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付（育児休業基本給付金）を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について」（平成 18 年 7 月 5 日付け雇児保発第 0705002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
内 容	<p>育児休業給付金の申請に当たり、入所不承諾の通知書（略）など、当面保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類を提出することとされている。</p> <p>しかしながら、一部の市町村においては、入所不承諾の通知書の交付に至っていないが、現実に保育所を利用できない者に対し、当該事実に関する何らの証明もなされていない結果、育児休業給付金の申請に支障が生じている場合がある。このため、こうした者に対し、子が 1 歳に達する日後の期間について保育が行われない旨の書面の交付等を行うことについて、管内の市町村並びに関係職員及び関係団体等の協力が得られるよう周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</p> <p>（略）<u>育児休業給付金の申請に必要な書類としては、「市町村から、少なくとも、子が 1 歳の誕生日において保育が行われない旨」が明らかにされている書類であれば足り、（略）、</u> <u>「入所不承諾通知書」といった名称の書類である必要はない。</u></p>

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

3 育児休業給付金の受給期間延長に係る過去のあっせん

育児休業給付金の受給期間延長手続について、平成 28 年 10 月 28 日に行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、表 5 のとおり、行政評価局長から厚生労働省職業安定局長に対し、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知することなどについてあっせんし、29 年 1 月 31 日に、厚生労働省から、あっせんに対する措置状況として、各都道府県労働局に対して、パンフレットを活用し、分かりやすく周知することなど取扱いに配慮を求めた旨の回答を受理している。

表 5 育児休業給付金の受給期間延長に係る過去のあっせん及びあっせんに対する措置状況の回答

あっせん内容	左記あっせん内容に対する措置状況の回答
厚生労働省は、少子化対策及び仕事と子育ての両立支援を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。	平成 28 年 12 月 28 日付けの文書により、各都道府県労働局に対し、次のことを指示し、取扱いに遺漏なきよう配慮を求めた。
① 育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること	① 支給対象期間の延長申請に関する手続及び要件について記載したパンフレットを作成したので、これを活用し、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること
② 育児休業給付金の支給対象期間の延長申請においては、当面保育所において保育が行われないことの証明書等が市町村	② 市町村から保育が行われないことの証明書等が交付されない場合に、本人からの疎明書を提出させ、支給要件を

<p>から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めること</p>	<p>確認することも可能としたこと</p>
<p>③ 公共職業安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること</p>	<p>③ 安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること</p>
	<p>また、雇用均等・児童家庭局が同日付けの文書により、各都道府県に対し、管内の市町村へ上記①から③の内容について周知を行うよう依頼した。</p>

(注) 当局の調査結果による。

4 調査結果

(1) 厚生労働省における対応状況

① パンフレットによる周知

厚生労働省は、事業者を通じて被保険者に対して、育児休業給付金に係るパンフレット（「育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて」（被保険者・事業主のみなさんへ）厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク））を配布し、制度の周知に努めている。

当該パンフレットにおける「支給対象期間の延長」の延長事由の説明の中では、「また、あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるような申込みを行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所等による保育の申込時期等については、市町村にご確認願います。」旨記載されている。

② 公共職業安定所における周知

公共職業安定所は、育児休業給付金の延長申請に際して、次のとおりウェブサイトへの掲載、被保険者等への文書配布などにより周知している。

ウェブサイトでは、表6のとおり、「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能です。」とし、また、入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合には、疎明書が必要である旨具体的な例を挙げている例がみられる。

文書では、表7のとおり、「育児休業給付金延長についてのお知らせ」において「延長対象とならない事例」として、『「市区町村に問い合わせたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であるとの説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。」や「保

『育所への入所希望日（利用開始日）が、1歳の誕生日の翌日以降となっている場合。』とされているものがみられる。

表6 公共職業安定所のウェブサイトでの周知例

<p>育児休業の申出に係る子について、<u>保育所等における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合に支給期間の延長が可能</u>です。</p> <p>支給期間の延長を希望する場合は、支給申請書に確認資料を添付してください。</p>
<p>確認資料</p> <p>市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類</p>
<p>入所保留通知書等が発行されない場合や保育が行われないことが明記されていない場合</p> <p>被保険者の「疎明書」が必要となります。</p> <p>1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日において保育所等で保育が実施されていないことを記載したもの。</p> <p>※提出された資料で延長に係る要件が確認できない場合は、補足資料を追加納付のうえ再提出していただくことがあります。</p>

(注) 公共職業安定所の資料に基づき当局が作成した。

表7 公共職業安定所の文書配布による周知例

<p>保育所による保育が実施されないことに係る延長対象の要件</p> <p>育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、1歳の誕生日以前の入所希望日で市区町村に対して申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>(1歳6か月まで延長を認められた方の場合、さらに1歳6か月に達する日の翌日以前の入所希望日で市区町村に申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日の翌日後の期間について、当面その実施が行われない場合は2歳に達する日の前日まで延長されます。)</p>
<p>確認書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市区町村の証明書 2. その他、必要により安定所より提出を求められた書類 (入所保留通知書、疎明書等)
<p>延長対象とならない事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>市区町村に問合せをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。</u> 2. 無認可保育施設への入所希望申込みの場合。 3. <u>入所希望日が、1歳の誕生日の翌日以降（1歳6か月に達する日の翌々日以降）となっている場合。</u>

(市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申込みの受付が出来ないところがあり、例えば、10月29日の誕生日の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、延長対象とならないのでご注意ください。)

(注) 公共職業安定所の資料(育児休業給付金延長についてのお知らせ)に基づき当局が作成した。

(3) 労働保険審査会における対応状況

労働保険審査会※は、平成20年の裁決(平成20年雇第23号)において、表8のとおり、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請について、保育所不承諾通知書が添付されていないことを理由に不支給とした原処分を取り消した事例がある。

この際、本事例においては、保育の実施の申込みについては、「「申込み」についての解釈が示されておらず、また、都市部を中心に0歳児保育の欠員は皆無に近い状況にあり、市区町村の担当部署を訪ね、欠員状況を確認したが、欠員がないと言われたために保育の実施の申込みを行わない者が多数存在すると考えられる現状においては、「申込み」については広義に解釈することが妥当であると考える。」としている。

※労働保険審査会とは、労災保険及び雇用保険の給付処分に関して、第2審として行政不服審査を行う国の機関である。

表8 労働保険審査会における審査事例

(雇用保険法施行)規則は、「育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定して(中略)いることからすると、①子が1歳に達する日後の期間について、保育所における保育の実施を希望して市区町村の担当部署を訪ね、保育の実施の申込みをするか、又は欠員状況を確認したが欠員がないと言われたこと(「申込み」についての解釈が示されておらず、また、都市部を中心に0歳児保育の欠員は皆無に近い状況にあり、市区町村の担当部署を訪ね、欠員状況を確認したが、欠員がないと言われたために保育の実施の申込みを行わない者が多数存在すると考えられる現状においては、「申込み」については広義に解釈することが妥当であると考える。)、②子が1歳に達する日後の期間について当面保育所への入所による保育が行われていないことを確認するための書類として、同日を保育が行われていない日に含む保育所入所不承諾通知書又は同日時点において保育所の欠員がないことを証明する市区町村の書類が提出されていることの2要件をいずれも満たすこととするのが妥当であると考える。

(注) 労働保険審査会による平成20年の裁決(平成20年雇第23号)に基づき、当局が抜粋、作成した。

(4) 行政相談への対応状況等

総務省の行政相談では、育児休業給付金の受給期間の延長申請に関して、表9のとおり、①保育所の入所申込を行っていなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった、②子どもが1歳に達するまでの間に保育

所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった、③子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたため、受給期間延長が認められなかったなどの相談を受け付けている。

これら相談に関する対応方法及び見解について、調査した2公共職業安定所に確認した結果、いずれも、施行規則に定める「育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」とされているところ、①から③については、運用として、保育所への入所申込みを行っていない場合等でも個別に審査した上で判断しているとしている。

表9 本行政相談に関する2公共職業安定所における対応方法及び見解等

相談概要	公共職業安定所における対応方法及び見解
① 保育所の入所申込を行っていなかったことなどから、受給期間延長が認められなかった	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア まず、あらためて入所申込みを行うこと。 イ その上で、次の書類を提出させる。 <ul style="list-style-type: none"> i 入所申込みの書類（写し） ii 入所申込みの結果（写し） iii 母子手帳（写し）（本人、配偶者、子どもの氏名が確認できる箇所） iv 疎明書（ハローワークのホームページでも様式を提示） v 1歳時点で申し込んでいたとしても入所できなかったという市の市区町村による証明書（様式自由） ウ 必要に応じて市町村に個別に照会
② 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 疎明書の提出 イ 事情聴取（本人、市区町村等） ウ 公共職業安定所内での検討
③ 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたため、受給期間延長が認められなかった	<p>以下のとおりの対応とし、個別に審査した上で判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 疎明書の提出 イ 事情聴取（本人、市区町村等） ウ 市区町村による入所できないことの証明の提出 エ 公共職業安定所内での検討

(注) 当局が厚生労働省及び公共職業安定所から聴取した結果による。

5 関係機関（厚生労働省）の見解

育児休業給付は、子が1歳に達する日までの期間について支給されることが原則であり、その期間を子が1歳6か月又は2歳まで延長することは例外的取扱いであることから、延長が認められるためには『保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面保育が実施されないこと』という要件が満たされる必要がある。

具体的には、あらかじめ子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるよう申込みを行ったものの、子を保育所等へ入所させることができなかった場合にのみ育児休業給付の延長が認められるものである。

今回相談が寄せられている3つの類型のうち、①保育所の入所申込みを行っていなかったケースは、施行規則の要件に合致しないため、育児休業給付金の延長受給は認められない。

②子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付としたため、受給期間延長が認められなかった及び③子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締め切りが過ぎてしまっていたケースについては、個別の事情を勘案し、育児休業給付金の延長受給が認められる可能性がある。

いずれも制度の不知が要因となっているが、育児休業給付を受給する被保険者に対しては、事業主経由でパンフレットを配布※し、育児休業給付の受給期間を延長する場合の手続を含む制度全体について周知を行っている。

※ 育児休業給付については、事業主経由で手続きを行うことが多く、受給者が公共職業安定所に来所する機会がないため、事業主経由で周知を図っている。

6 考えられる課題等（問題意識）

- 厚生労働省は、平成28年10月に実施したあっせんを踏まえ、育児休業給付金の支給対象期間の延長申請に関する手続及び要件について記載したパンフレットを作成するとともに、都道府県労働局に対し、これを活用し、受給者及び事業主に対する周知方法について配慮を求めている。

また、市区町村から保育が行われないことの証明書等が交付されない場合に、本人からの疎明書を提出させ、支給要件を確認することも可能としたとしている。

- しかし、あっせんから3年以上を経過しているが、保育所における保育が行われない実態がありながら、以下の理由により育児休業給付金の受給期間延長が認められなかったとする行政相談が全国で多数寄せられ、その状況が続いている。

- ① 保育所には空きがないと言われたため入所申込を行わなかった
- ② 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、入所

希望の日付を子どもが1歳に達した後の日付とした

- ③ 子どもが1歳に達するまでの間に保育所の入所申込を行ったが、既に子どもが1歳に達する前の時点での入所申込の締切りが過ぎていた
- 調査した2公共職業安定所においては、本件①から③のケースであっても、個別の事情を疎明させるなどして判断するといった運用もみられるが、一部の公共職業安定所等では、①及び②のようなケースを延長対象としない事例として、パンフレットやホームページに明記しており、判断基準が区々となっている可能性も考えられる。
- 労働保険審査会の裁決（平成20年雇第23号）においては、都市部を中心に欠員がないと言われたために保育の申込みを行わない者が多数と考えられる現状では、「申込み」を広義に解釈することが妥当とされている。
- 育児休業給付金の延長の趣旨が、復職する意思はあるものの保育所への入所が叶わない事情に配慮した点にあることを踏まえれば、保育所への入所申込や書面上の入所希望日などといった外形的な事由ではなく、復職の意思があること、当面保育所への入所が見込まれないことについて実質的に確認できれば延長を認めるよう、運用を見直すべきではないか。

育児休業給付の内容及び 支給申請手続について

被保険者・事業主のみなさんへ

被保険者の方が1歳（一定の場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳。7頁、8頁参照。）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。

支給を受けるためには所定の手続が必要となりますので、このリーフレットの次ページ以降をお読みいただき、公共職業安定所（ハローワーク）で手続を行ってください。

●—— 育児休業給付の受給資格の確認はお済みですか？ ——●

被保険者の方が育児休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」を公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、その被保険者の方の受給資格の確認を受けることとなっています。

受給資格が確認される場合には、公共職業安定所（ハローワーク）から「育児休業給付受給資格確認通知書」（又は「育児休業給付金支給決定通知書」）が交付されますので、事業主の方は、被保険者の方にお渡しいただくこととなります。

万一、受給資格の確認が行われていない場合には、事業主の方を経由してすみやかに必要な手続を行ってください。

●—— 受給資格確認は育児休業給付金の初回の支給申請と同時に行えます。——●

受給資格確認手続は育児休業給付金支給申請書を事業主の方を経由して提出する場合には、最初に育児休業給付金支給申請書を提出する際に、同時に行うことができます。



厚生労働省

都道府県労働局

公共職業安定所（ハローワーク）

1

育児休業給付金の概要

(1) 支給対象者

1歳（一定の場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳。7頁、8頁参照。）に満たない子を養育するために育児休業を取得する被保険者の方で、育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことのある方については、基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限り、^(注1)）が12か月以上ある方が対象となります。

なお、令和2年8月1日以降に育児休業を開始している方については、賃金支払基礎日数が11以上の月が12か月ない場合、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。

（注1） 支給対象者は男女を問いません。

被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

（注2） 育児休業開始日前2年間に疾病・負傷等の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払いを受けることができなかった日数をこの期間に加えた日数（最大4年）となります。

※ 同一の子についての2度目以降の育児休業は、原則として支給の対象となりません。

ただし、配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、再度の育児休業が可能となり、支給要件を満たせば給付金の対象となります。

※ 育児休業を開始する時点で、育児休業終了後に離職することが予定されている方は、支給の対象となりません。

☆ 育児休業を開始した被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される方）である場合は、上記のほか、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、子が1歳6か月までの間（保育所等における保育の実施が行われないなどにより子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

(2) 給付の内容

育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給します（次頁図参照）。

※ 支給の対象となる育児休業の期間には、産後休業期間（出産日の翌日から起算した8週間）は含まれません。

※ 男性の場合は、配偶者の出産日当日より育児休業の取得が可能であるため、配偶者の出産日当日より育児休業を開始した場合は育児休業給付金の支給対象となります。

※ 支給単位期間において、就業していると認められる日（全日休業している日（日曜日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます。）以外の日）が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であることが必要です。

育児休業を終了した日（子が1歳に達する日以後も休業する場合は、子の1歳の誕生日の前々日）の属する支給単位期間については、就業していると認められる日が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であるとともに、全日休業している日が1日以上あることが必要です。（ただし、当該支給単位期間に係る支給額の算定については、(3)注2参照。）

なお、育児休業期間中に、1か月間に10日を超えて就労した場合、その際の就労に対する賃金額を、次の子に係る育児休業を取得した際の育児休業給付金の支給額の算定に使用する場合があるため、次の子に係る育児休業給付金の支給額が減額になる可能性があります。

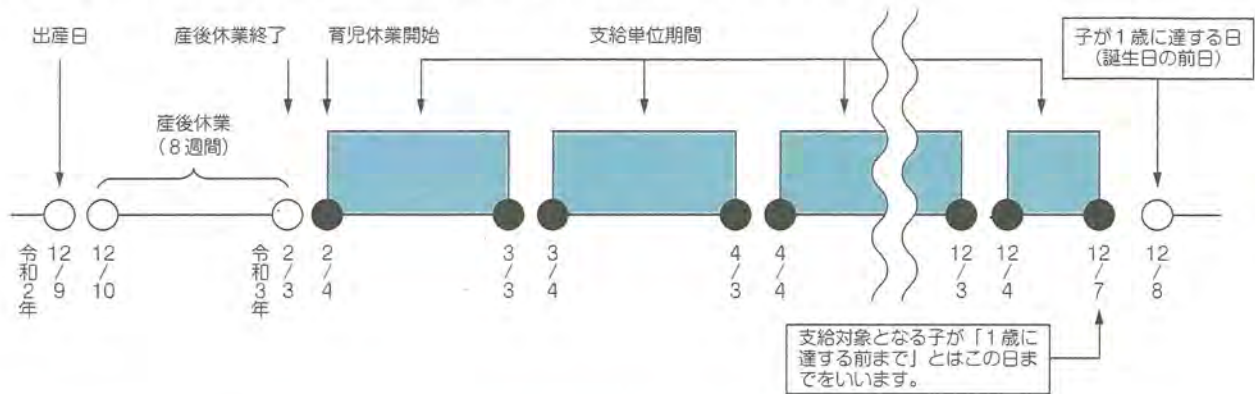
※ 支給単位期間の途中で離職した場合、その支給単位期間は支給を受けることができません。

※ 育児休業給付金の支給の対象となる支給単位期間を「支給対象期間」といいます。

※ 育児休業給付の期間中に、他の子に係る産前産後休業又は育児休業や、介護休業が開始された場合、それら新たな休業の開始日の前日をもって当初の育児休業給付は終了します。

育児休業給付金の支給を受けた場合は、当該育児休業給付金の支給を受けた期間については、雇用保険の基本手当及び高年齢求職者給付金の所定給付日数に係る算定基礎期間から除いて算定されることとなります。

例) 産後休業に引き続き、子が1歳に達する前まで育児休業を行った場合



(3) 支給額

各支給単位期間ごとの支給額は、原則として、

休業開始時賃金日額^(注1) × 支給日数^(注2) × 67% (ただし、育児休業の開始から6か月経過後は50%)です。

ただし、支給単位期間中に賃金支払日がある場合で、支払われた賃金(育児休業期間のみを対象とした賃金)の額が休業開始時賃金日額 × 支給日数の13%(30%)を超えると、支給額が減額され、80%以上のときは、給付金は支給されません(注3)。

この賃金月額、上記の支給日数の30を乗じることによって算定された賃金月額が456,300円を超える場合は456,300円となります。また、賃金月額が77,220円を下回る場合は、77,220円となります。

なお、育児休業給付金の各支給単位期間ごとの支給額(原則、休業開始時賃金日額 × 支給日数の67%(50%))の上限額は305,721円(228,150円)となります。

[上記の金額は令和3年7月31日までの額です。]

(注1) 「休業開始時賃金日額」は、原則、育児休業開始前(産前産後休業を取得した被保険者の方が育児休業を取得した場合は、原則として産前産後休業開始前)6か月間の賃金(臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)を180で除した額です。

(注2) 「支給日数」とは、a) b)以外の支給単位期間については30日、
b) 休業終了日の属する支給単位期間については、その支給単位期間の日数です。

(注3) 賃金が、休業開始時賃金日額 × 支給日数 (上記a又はb)の

- 13%(30%)以下の場合 → 賃金日額 × 支給日数の67%(50%)相当額を支給
- 13%(30%)を超えて80%未満の場合 → 賃金日額 × 支給日数の80%相当額と賃金の差額を支給
- 80%以上の場合 → 支給されません

(注4) 育児休業給付の受給資格を確認した際にお渡しする「育児休業給付受給資格確認通知書」又は「育児休業給付金支給決定通知書」に、支給日数を30日とした場合の「休業開始時賃金日額 × 支給日数」を「賃金月額」として、「賃金月額」、「賃金月額の67%」、「賃金月額の50%」が記載されています。

(例) 休業開始時賃金月額が30万円の場合の支給額は……

育児休業給付金の額(休業終了日の属する支給単位期間以外の、支給日数が30日となる支給対象期間((注2)a)の場合)

① 支給単位期間中に育児休業期間を対象とした賃金が支払われていない場合 30万円 × 67%(50%) = 20万1千円(15万円)

② 休業開始時賃金月額の13%(30%)超80%未満の育児休業期間を対象とした賃金が支払われた場合 30万円 × 80% (=24万円) から、支払われた賃金額を差し引いた額

※ 休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数とし、これを休業開始時賃金日額に乗じて得た額を賃金月額にあてはめて、支給額を計算します。

☆ 育児休業期間中は、社会保険(厚生年金保険・健康保険)の保険料について本人及び事業主負担分が免除されます。詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

2

育児休業給付の受給資格確認手続・ 育児休業給付金の初回支給申請手続

育児休業給付金の支給を受けるためには、まず、育児休業を開始した被保険者を雇用している事業主の方が以下の受給資格確認手続を行うことが必要となります。

また、育児休業給付金の支給申請手続（6頁参照）を事業主の方を経由して行う場合は、受給資格確認手続と育児休業給付金の初回支給申請手続を同時に行うこともできます。この場合の初回の育児休業給付金の支給申請は、原則として最初及び次の2つの支給単位期間について行うようにしてください。

提出者	被保険者を雇用している事業主
提出書類	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 } の両方 ※ 受給資格確認と同時に初回の育児休業給付金の支給申請を行わない場合、「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」は、「育児休業給付受給資格確認票」としてのみ使用してください。 また、これには払渡希望金融機関指定届が付いていますが、以前に雇用保険の他の給付（例えば基本手当）の支給を口座振込により受けていた方については、この口座を使用することもできます。
添付書類	① 受給資格確認手続のみ行う場合 賃金台帳、出勤簿や母子手帳など、育児を行っている事実、書類の記載内容が確認できる書類 ② 初回の支給申請も同時に行う場合 ①の書類及び賃金台帳や出勤簿等、書類の記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄している公共職業安定所（ハローワーク） ※ 本手続は電子申請による支給申請も可能です。
提出時期	① 受給資格確認手続のみ行う場合 初回の支給申請を行う日まで ② 初回の支給申請も同時に行う場合 育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日まで（たとえば、育児休業開始日が7月10日の場合、4か月を経過する日は11月9日ですので提出期限は11月30日までとなります。）（注1） ※ 女性の被保険者の場合、産後休業（出産日の翌日から8週間）の後引き続き育児休業を取得するときは、「育児休業を開始した日」とは出産日から起算して58日目に当たる日となります。
（注1） 高年齢雇用継続給付の支給申請月は、事業所ごとに定められた奇数月型又は偶数月型に従って指定されていますが、この申請手続にあわせて育児休業給付の支給申請手続も行うことができます。	

- ◎ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記載リーフレットは、ハローワークの窓口にあります。
育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限り、）が12か月以上ある場合に、育児休業給付の受給資格が確認されます。
- ◎ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

受給資格がある場合

- ① 受給資格確認手続のみ行った場合
「育児休業給付受給資格確認通知書」と「育児休業給付金支給申請書」
- ② 初回の支給申請手続も同時に行った場合
「育児休業給付金支給決定通知書」と「(次回)育児休業給付金支給申請書」
が交付されますので、被保険者の方にお渡しください。

受給資格がない場合

「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されますので、被保険者の方にお渡しください。

3

育児休業給付金の支給申請手続

① 概要

育児休業給付金の支給を受けるためには、支給申請の手続をしていただく必要がありますが、原則として2か月に一度、支給申請を行っていただくこととなります。

※ なお、被保険者本人が希望する場合、1か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

提出者	事業主 ※ やむを得ない理由のため、事業主を経由して提出することが困難な場合や被保険者本人が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能です。
提出書類	「育児休業給付金支給申請書」 ※ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付されます。 また、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」は、受給資格確認と同時に支給申請を行う場合のみに使用してください。
添付書類	賃金台帳や出勤簿等、支給申請書の記載内容を確認できる書類
提出先	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク） ※ 本手続は電子申請による支給申請も可能です。
提出時期	公共職業安定所長が指定する支給申請期間の支給申請日 ※ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。

※ 休業開始時賃金月額80%以上の賃金が支払われているなど、支給を受けられないことがあらかじめ明らかである場合であっても、支給申請書の表題を「次回支給対象期間指定届」と変更して提出してください。

② 支給決定の通知について

支給の可否と支給額については、「育児休業給付金支給決定通知書」に記載されています。

③ 支給方法について

支給決定された場合の育児休業給付金は、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」についている「払渡希望金融機関指定届」により届け出られた被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間で振り込まれます。

また、受給資格の確認の際に、払渡希望金融機関を指定しなかった方は、初回の支給申請時までに「払渡希望金融機関指定届」を提出してください。

④ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給について

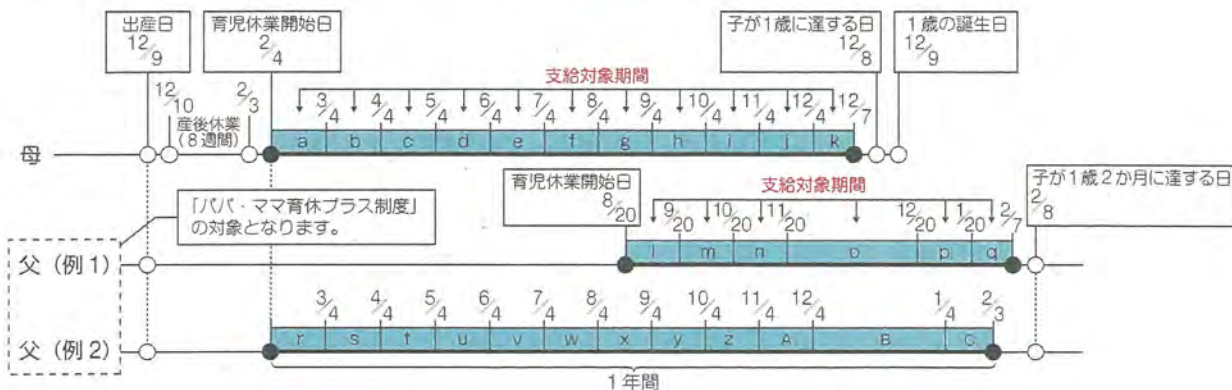
(1) 概要

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下a～cのいずれの要件も満たす場合に子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年（※）まで育児休業給付金が支給されます。

※ 出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年です。父親の場合は、育児休業給付金を受給できる期間が最大1年となります。

- a 育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前である場合
- b 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合
- c 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること

注) b、cの配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。また、配偶者が国家公務員、地方公務員等の公務員である場合も含みます。



(2) 申請方法

原則として子が1歳に達する日を含む支給対象期間までの支給申請時に、6頁の確認書類に加えて、下記書類を添付の上、必要事項を記載（「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」の場合は25欄と26欄、「育児休業給付金支給申請書」の場合は19欄と20欄）してください。

添付書類

- a 世帯全員について記載された住民票の写し等支給対象者の配偶者であることを確認できる書類
- b 配偶者の育児休業取扱通知書の写しまたは配偶者の疎明書等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類（配偶者が雇用保険の育児休業給付を受給しており、支給申請書に配偶者の雇用保険被保険者番号の記載がある場合は、bを省略できますが、確認できない場合はbが必要です。）

4

支給対象期間の延長について

保育所等における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの以下のいずれかに該当する理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

※ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」の利用により、休業終了予定日とされた日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日とされた日後の期間について、以下のいずれかに該当する理由により支給対象期間の延長事由に該当した場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間が支給対象期間になります。

また、1歳に達する日（いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」により休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日）又は1歳6か月に達する日まで育児休業をしている配偶者と交代することによっても、他の要件を満たせば、1歳6か月に達する日又は2歳に達する日前までの期間が支給対象期間になります。

【延長事由】

イ 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日又は1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（注）ここでいう保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。

また、あらかじめ1歳に達する日又は1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合など復職の意思がない場合は該当しません。保育所等による保育の申込み時期等については、市町村にご確認願います。

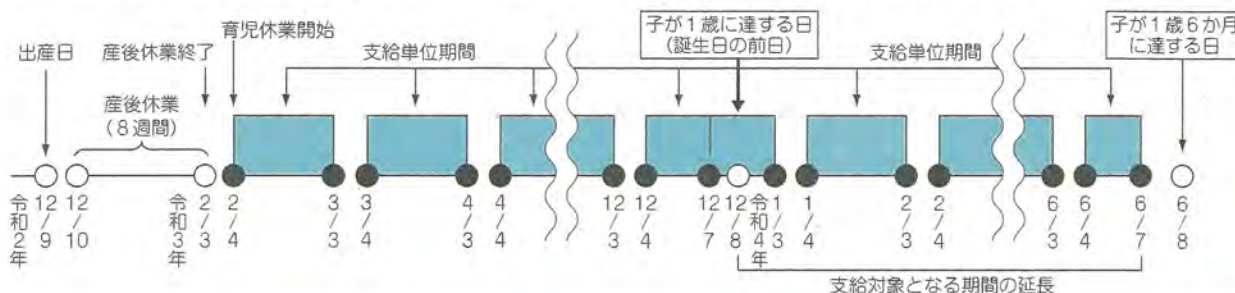
ロ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日又は1歳6か月達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合

- a 死亡したとき
- b 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- c 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき
- d 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）

※ 必要な手続は、8頁を参照してください。

※ 上記の配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

例) 支給対象となる期間の延長を行い、子が1歳6か月に達する前まで育児休業を行った場合



支給対象期間の延長手続

育児休業の申出に係る子について1歳に達する日後の延長、1歳6か月に達する日後の延長について、それぞれ延長手続が必要です。

【手続の方法】

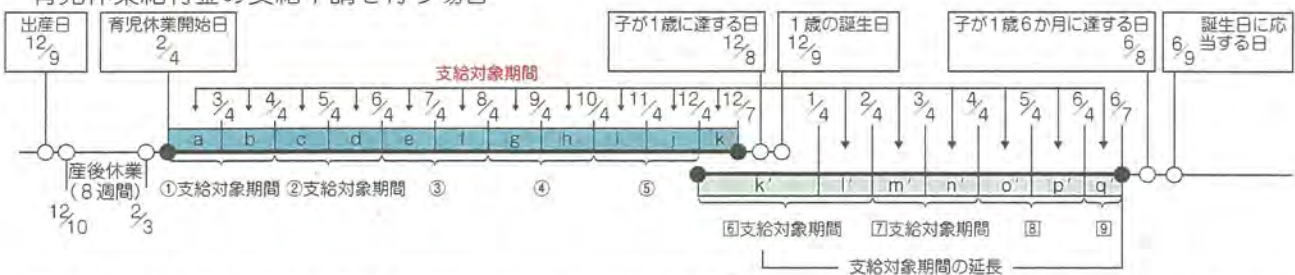
子が1歳に達する日後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」を、18欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

① (子が1歳に達する日前の支給対象期間について) 子が1歳に達する日以後最初に提出する際(下図においては、支給対象期間 i 及び j (⑤) について支給申請を行う際であって、子が1歳に達する日以後に支給申請書を提出する際)

② 子が1歳に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際(下図においては、支給対象期間 i 及び j (⑤) の支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間 k に延長に係る期間を含めて支給対象期間 k' 及び l' (⑥) として支給申請を行う際)

※ いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」の利用により、休業終了予定日とされた日が子の1歳に達する日以後である場合は、上記「1歳に達する日」を「休業終了予定日の翌日」として扱います。

例) 産後休業に引き続き育児休業を行い、支給対象期間の延長により子が1歳6か月に達する日の前日まで育児休業給付金の支給申請を行う場合

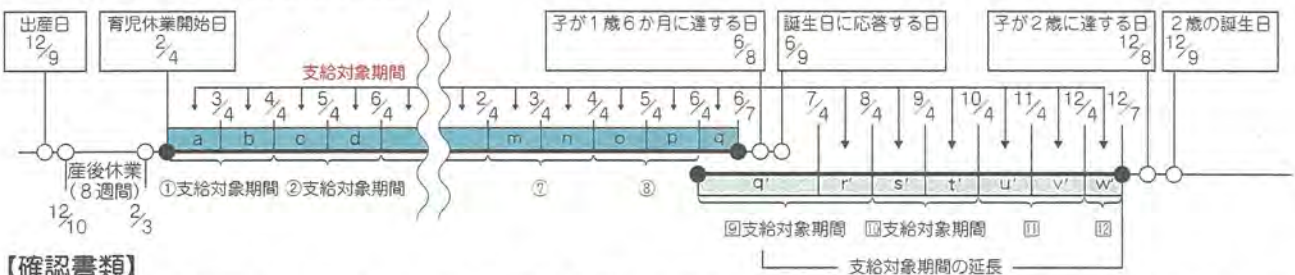


子が1歳6か月に達する日後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受けるためには、以下のいずれかの際に「育児休業給付金支給申請書」を、18欄「支給対象となる期間の延長事由一期間」に必要な記載を行い、延長事由に該当することを確認することができる書類を添えて提出することが必要です。

① (子が1歳6か月に達する日前の支給対象期間について) 子が1歳6か月に達する日以後最初に提出する際(下図においては、支給対象期間 o 及び p (⑧) について支給申請を行う際であって、子が1歳6か月に達する日以後に支給申請書を提出する際)

② 子が1歳6か月に達する日以後の日を含む支給対象期間について提出する際(下図においては、支給対象期間 o 及び p (⑧) の支給申請の際に手続を行わなかった場合であって、支給対象期間 q に延長に係る期間を含めて支給対象期間 q' 及び r' (⑨) として支給申請を行う際)

例) 産後休業に引き続き育児休業を行い、支給対象期間の延長により子が2歳に達する日の前日まで育児休業給付金の支給申請を行う場合



【確認書類】

上記により支給対象となる期間の延長事由等を記載して支給申請書を提出する際には、6頁の確認書類に加えて、

「市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」※市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

[7頁の【延長事由】イの場合]

「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳」 [7頁の【延長事由】ロ a 及び c の場合]

「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」 [7頁の【延長事由】ロ b の場合]

「母子健康手帳」 [7頁の【延長事由】ロ d の場合]

が必要となります。

※保育所などの入所申込みを行い、第一次申込みで内定を受けていたにもかかわらず、これを辞退し、第二次申込みで落選した場合には、落選を知らせる「保育所入所保留通知書」にこうした事実が付記されることがあります。こうした付記がされた「保育所入所保留通知書」をハローワークに提出された場合は、保育所などの内定を辞退した理由を本人に確認し、やむを得ない理由がない場合には、育児・介護休業法に基づく適正な申出にあらず、延長申請は認められません。

(※「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等に変更があり、内定した保育所などに子どもを入所させることが困難であったこと等になります。)

なお、市町村からの発行が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

育児休業給付ご担当者及びご本人（育児休業者）様

育児休業給付金延長についてのお知らせ

育児休業給付金は一定の要件を満たした場合（特に下記理由）、最大1歳6か月になる前日まで（更に一定の要件を満たした場合は2歳になる前日まで（注））給付を受けられる期間を延長できます。

各事業所担当者におかれましては、育児休業取得者に対しまして適切な説明を、また、支給申請時に職場復帰されていないかの確認をお願いいたします。

（注）2歳になる前日までの延長は対象の子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に限ります。

★保育所による保育が実施されないことに係る延長対象の要件として

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、1歳の誕生日以前の入所希望日で市区町村に対して申し込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。（1歳6か月まで延長を認められた方の場合、更に1歳6か月に達する日の翌日以前の入所希望日で市区町村に申し込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日の翌日後の期間について、当面その実施が行われない場合は2歳に達する日の前日まで延長されます。）

→パパ・ママ育休プラス制度を利用される方である場合は一部要件が変更となります。（下記※1参照）

【注意事項】：市区町村により、保育園の入所申し込みの時期（締め切り）や有効期限も様々ですので、提出時期の確認は、十分余裕を持って市区町村にご確認下さい。

★確認書類について

1. 市区町村の証明書

① 保育所入所保留通知書（保育所入所不承諾通知書）の写し

2. その他、必要により安定所より提出を求められた書類

①の入所保留通知書等の内容に、対象の子の生年月日及び入所希望日が明記されない場合に入所申込書（写し）が必要になります。また、入所希望日を1歳の誕生日の属する月（1歳6か月に達する日の翌日の属する月（※2））よりも前で申し込まれている場合、1歳の誕生日の属する月（1歳6か月）の入所保留通知書等が別途必要です。1歳の誕生日の属する月（1歳6か月）に入所できていないが入所保留通知書等が発行できない場合、「本人の疎名書（本人直筆の署名または押印）」及び「1歳の誕生日の属する月（1歳6か月）よりも前の入所保留通知書等（有効期限内のものに限る）」が必要になります。

★延長対象とならない事例

1. 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申し込みを行わなかった場合。
2. 無認可保育施設（認証保育所等）への入所希望申し込みの場合。
3. 入所希望日が、1歳の誕生日（※1）の翌日以降（1歳6か月に達する日の翌々日以降（※2））となっている場合。

（市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申し込みの受付が出来ないところがあり、例えば、10月29日誕生日の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、給付金の延長対象とはならないのでご注意ください。）

※1 「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用して育児休業を取得する場合には、以下の①～③すべてに該当する場合に、一定の要件を満たすと子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。

このため、当該制度を利用する場合、「1歳の誕生日」を「休業終了予定日の翌日」と読み替えて取り扱います。

- ① 育児休業開始が、当該子が1歳に達する日の翌日以前である場合。
- ② 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合。
- ③ 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること。

※2 1歳6か月までの延長が認められ、更に2歳に達する前日までの延長を希望する場合。

飯田橋公共職業安定所（ハローワーク）

(R1.7)

★延長申請

- 延長事由が生じた場合は、支給申請の手続きのための添付書類（賃金台帳・出勤簿等）と併せて、以下の書類を添付して下さい。
また、併せて支給申請書の17欄に支給対象となる期間の「延長事由一期間」を記載して下さい。
延長申請を行わなかった場合には、延長されませんので、ご注意ください。

- 保育所による保育が実施されない……市区町村により発行された証明書（入所保留通知書など）（認可保育所、児童福祉法第39条に定める保育所等へ保育の申込みを行い、かつ1歳の誕生日（1歳6か月に達する日の翌日）に保育が行われていないこと。）
- 養育を予定した配偶者の死亡……住民票の写しと母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者の疾病、負傷等……医師の診断書と母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者との別居……住民票の写しと母子健康手帳など
- 養育を予定した配偶者の産前産後……産前産後に係る母子健康手帳など

- 延長申請は、以下の①または②の申請時に、必要な確認書類を持参していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時（ただし、1歳到達日（1歳6か月に達する日）以降の申請時に限る）。
- ② 1歳到達日（1歳6か月に達する日）を含む延長後の支給対象期間（延長されたとした場合の支給対象期間となります）の支給申請時。

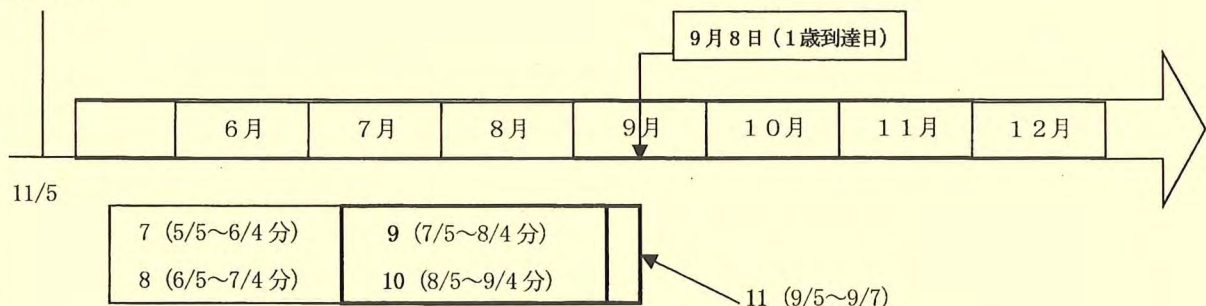
〔延長申請の例示〕

- 出産日 9月9日 ○ 休業開始日 11月5日
- 延長事由：保育所による保育が実施されない

延長申請は①または②の支給申請手続と併せて行います。

- ① 支給対象期間9・10の申請時点では、**9月8日（1歳到達日）**以後に支給申請と同時に延長申請ができます。〈9月8日から11月30日まで手続〉
- ② 支給対象期間11の場合では、**延長されたとした場合の支給単位期間**（9/5～10/4分、10/5～11/4分）の支給申請と同時に延長申請ができます。〈11月5日から1月31日まで手続〉

育児休業開始



- ① 支給対象期間 9 (7/5～8/4) → 9月5日～11月30日まで申請期間
支給対象期間 10 (8/5～9/4) → 9月5日～11月30日まで申請期間
- ② 支給対象期間 11 (9/5～9/7) → 9月8日～1月31日まで申請期間
(延長申請する場合は9/5～10/4、10/5～11/4 → 11月5日～1月31日まで申請期間)

育児休業給付金申請者及び事業主のみなさまへ

保育所に入所できない場合の育児休業給付金支給対象期間の延長についてのご案内

1 育児休業延長制度の概要

育児休業給付金は、1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときに、1歳の誕生日の前々日まで支給されますが、職場に復帰するため、保育所に入所を希望し申込みをしているが、入所できない等の一定の要件を満たした場合には、最長1歳6か月の誕生日の前々日までを限度として支給対象期間を延長することができます。

2 保育所に入所できないことを事由とする延長対象の要件

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子の1歳の誕生日において、当面その実施が行われない場合に延長対象要件に該当します。

上記の条件を満たすためには、次の①及び②を満たすことが必要です。

- ① 保育所(無認可保育施設は含まれません。)への入所申込みを1歳の誕生日以前に行っていること。
- ② 入所希望日(利用開始日)は1歳の誕生日以前であること。

3 延長対象となる事例

重要!! POINT ①

- ★ 市区町村に保育所の入所申込みに行ったところ、各月の1日、11日、21日が利用開始日であった。10月29日誕生日のため10月21日からの入所申込みを行ったが、定員超過のため入所ができなかった。
- ※ 市区町村により入所申込みの時期や提出期限が異なります。利用開始日は1歳の誕生日以前とする必要があります。本事例は、1歳の誕生日以前の10月21日の入所申込みのため延長対象となります。(同様の事例で延長対象とならない「4 延長対象とならない事例」もご参照ください。)

4 延長対象とならない事例

重要!! POINT ②

- ★ 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。
- ★ 保育所への入所希望日(利用開始日)が、1歳の誕生日の翌日以降となっている場合。
- ※ 市区町村により入所申込みの時期や提出期限が異なります。各月1日、11日、21日の利用開始日でなければ入所申込みの受付ができない市区町村で、10月29日誕生日のため11月1日の利用開始日を希望した場合は、利用開始日が1歳の誕生日以前でないため、給付金の延長対象とならないのでご注意ください。(延長対象となる「3 延長対象となる事例」もご参照ください。)

5 延長給付の手続き方法

- ★ 市区町村が発行した「保育所の入所不承諾通知書」や「利用調整結果通知書(保留)」(市区町村により名称が異なります)等、1歳の誕生日において保育所にて保育が実施されない事実を証明することができる書類を以下の①または②の申請時に持参してください。
 - ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時。ただし1歳の誕生日の前日以降の申請時に限ります。
 - ② 1歳の誕生日の前日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時。

2歳の誕生日の前々日までの延長を要する場合は、1歳6か月の前々日までの延長時と同様に延長対象の要件確認が別途必要です。

※ ご不明な点は、事業所管轄のハローワークにお問合わせください。



雇用保険の被保険者となっていない事業所での就業も申告が必要です

育児休業給付金制度では、就業日数（時間）の算定にあたっては、**雇用保険の被保険者となっていない事業所で就業している日数（時間）も含まれます。**

なお、育児休業期間を対象として支払われた賃金の算定にあたっては、**雇用保険の被保険者となっていない事業所から支払われた賃金は含まれません。**

様式第33号の5の2（第101条の13関係）（第1回）
育児休業給付金支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

1. 被保険者番号
2. 資格取得年月日
3. 育児休業開始年月日
4. 支給単位期間その1（初日）
5. 就業日数
6. 就業時間
7. 支払われた賃金額
8. 支給単位期間その2（初日）
9. 就業日数
10. 就業時間
11. 支払われた賃金額
12. 最終支給単位期間（初日）
13. 就業日数
14. 就業時間
15. 支払われた賃金額
16. 標準賃率年月日
17. 給付対象となる期間の延長事由一経緯
18. 配偶者
19. 配偶者の被保険者番号
20. 次回支給申請年月日
21. 届出種別
22. 未支給区分

雇用保険の被保険者となっていない事業所での就業も含まれます。

雇用保険の被保険者となっていない事業所からの賃金は含まれません。



個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一に向けた見直し
 —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る自治税務局の取組—



見直しのきっかけとなった相談

事業所は、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払報告書を提出することになっているが、このうち、総括表の様式が市区町村によって異なっており、同報告書の作成が手間となっているので、様式を統一してほしい。

A区あて様式		B区あて様式	
○○		××	××
○○		××	××
○○		××	××
○○		××	××

市区町村ごとに異なる様式で作成するのは大変だよ。



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、総務省行政評価局から自治税務局へあっせん

自治税務局の対応状況（回答）

あっせんの内容は、別紙1「あっせんのポイント」を、回答は、別紙2「措置結果の報告」を見てね！

①地方公共団体（101）に対し、総括表に係る事務の運用実態及びニーズについて調査を実施

② ①の調査結果(地方公共団体のニーズ等)を踏まえ、法定様式の見直しを検討

〔法定様式を使用：2団体/独自様式を使用：99団体〕

法定様式の見直しイメージ（一例）

令和 年 月 日提出	種別	整理番号
給与支払期間 令和 年 月分から 月分まで	※	※
給与支払者の 個人番号又は法人番号	フリガナ	
給与支払者の 氏名又は名称	フリガナ	
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称	フリガナ	
同上の所在地	フリガナ	
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	フリガナ	
連絡者の氏名、名 所 所属課、係、名 及び 電話番号	フリガナ	
特別徴収税額の 払込みを希望する 金融機関	フリガナ	
提出区分	事業種目	年 間 分 退 職 者 分
受 給 者 員	報告人員	人
	報告人員の うち退職者 人員	人
所 務 署 名	税務署	
氏名	課	係
(電話)		
	給与の支払方法 及びその期日	
(名称)	(所在地)	

○「報告人員」の内訳を追加

報告人員	特別徴収対象者	人
	普通徴収対象者 (退職者)	人
	普通徴収対象者 (退職者を除く)	人
	報告人員の合計	人

○「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」を削除

総括表の様式統一に向けて、地方公共団体と調整しつつ、早期に対応

事業者だけではなく、市区町村にとっても使いやすい総括表になるといいね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111 (51表)



令和2年2月20日



個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、市区町村ごとに異なる給与支払報告書（総括表）の様式を統一するために、令和2年2月20日、総務省自治税務局に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談の内容

事業所は、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払報告書（注）を提出することとなっているが、このうち総括表の様式が市区町村によって異なっていることから、同報告書の作成が手間となっているので、様式を統一してほしい。

（注） 事業所が、従業員が居住する市区町村に対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を報告（毎年1月1日現在）する際の書類（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条に規定）



行政苦情救済推進会議において審議

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）。

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ総務省（自治税務局）へあっせん

《あっせんの内容》

事業所の給与支払報告書の作成に係る手続負担等を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総括表に係る、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査すること。
- ② 上記調査の結果を踏まえ、総括表の様式を検討すること。



どの市区町村に提出する場合でも、同じ様式になれば、事業所も楽になるね！

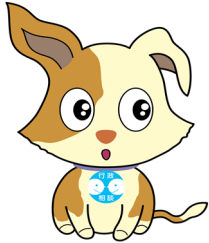
（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

※詳細は裏面参照

【行政相談の内容】

- 事業所が市区町村に提出する給与支払報告書（総括表）の様式が、市区町村ごとに違うので、報告書の作成が大変だ。

なぜ、様式が市区町村ごとに違うのだろう？



A 区宛て様式

○	○
○	○
○	○
○	○



B 市宛て様式

×	×
×	×
×	×

<法定様式>

給与支払報告書の提出期間 個人事業又は法人区分 フリガナ	提出区分	年 期 分
給与支払者の氏名又は名称 フリガナ	事業種目	受給者 人
所得税の源泉徴収 をしている事業所 又は事業の名称 フリガナ	受給者 人	報告人員 人
同上の所在地	報告人員の 報告人員 人	報告人員の 報告人員 人
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名 フリガナ	所 属 署 名	税務署
連絡者の氏名、 所属、電話番号 及び電話番号 フリガナ	氏名 職 係 (電話)	給与支払方法 及びその期日 (所在地)
特別徴収制度の 払込みを希望する 金融機関	(名称)	(所在地)

【行政相談の背景】

- 給与支払報告書（総括表）の様式（法定様式）は、地方税法施行規則に定めがある。



- 一方、市区町村では、記載項目を追加するなどして、独自の報告様式を定めている場合がある。

＝法定様式にはない記載項目を定めている例＝

比較内容		法定様式	A 区	B 市	C 市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
記載項目	徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	納付書の送付の可否	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×
	・・・（以下略）													

市区町村のニーズや事業所の負担を踏まえて、法定様式の見直しができるといいね！



<徴収方法（特別徴収、普通徴収）別の報告人員>
徴収方法の区分（特別徴収、普通徴収）に係る報告に誤りがないか、効率的に確認を行うために追加

<納付書の送付の可否>
納付書（特別徴収）の送付を不要としている事業所に送付することを防ぐため追加

(公印省略)

総 税 市 第 38 号
令和2年6月29日

総務省行政評価局長 殿

総務省自治税務局長

個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に
向けた見直し（あっせん）に対する措置結果の報告

令和2年2月20日付け総評行第19号「個人住民税の給与支払報告書（総括表）の様式統一化に向けた見直し（あっせん）」について、市区町村の事務の運用実態及びニーズについて調査を実施したところ、別紙のとおりの結果でした。

この結果を踏まえ、総括表様式について、次のとおり変更する方向で対応しますのでお知らせします。

(変更部分)

- ・「税理士の氏名・電話番号」の追加
- ・「納入書の要否」の追加
- ・「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」の削除
- ・「種別」、「整理番号」を「給与支払者の指定番号」に変更
- ・「報告人員」、「報告人員のうち退職者人員」を「特別徴収対象者」、「普通徴収対象者（退職者を除く）」、「普通徴収対象者（退職者）」、「これら3欄の合計」の4欄へ変更

調査結果概要（給報総括表）

令和2年3月、自治税務局市町村税課において指定する市区町村（101団体※）に対し、事務の運用実態及びニーズについて調査を実施

※ 道府県庁所在市、東京都23区内の特別徴収義務者の多い区、政令指定都市、中核市または町村会の財政委員の町村

1. 省令様式の使用状況

	団体数
省令様式を使用	2
独自様式を使用	99

2. 主な意見・・・様式を見直す方向で検討

① 追加項目

- ・「会計事務所（税理士）の名称・電話番号」（40団体・40%）
- ・「給与支払者の指定番号」（54団体・55% ※1）
- ・「納入書送付の要否」（57団体・58%）

② 削除項目

- ・「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」（57団体・58%）
- ・「提出区分」（41団体・41%）

③ 変更項目

- ・「報告人員」欄

報告人員の内訳 ※2（62団体・63%）

特別徴収・普通徴収（退職者・乙欄）・計等の別に細分化（22団体・22%）

※2・「報告人員のうち退職者人員」欄を特別徴収、普通徴収の内訳に変更、
・省令様式欄に加えて、「特徴」、「退職者以外の普徴」、を追加
といった内容がみられる。

- ・「種別」、「整理番号」を「指定番号」へ変更（14団体・14% ※1）

※1 ①追加項目に計上している54団体と合わせると約70%となる。

3. その他の意見・・・様式変更は見送り

① 追加項目

- ・「他社分（前職分）の給与を含んでいるか」（41団体・41%） 等

② 削除項目

- ・「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業者の名称」（37団体・37%）
- ・「所属税務署名」（36団体・36%） 等

③ その他

- ・「A5サイズ以外を使用」（13団体・13%） 等